

第446回南国市議会定例会会議録

第5日 令和8年3月6日 金曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

*

欠席議員

なし

*

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	学校教育課長	池本滋郎
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 長	中村比早子
農業委員 会長	弘田明平	消防長	三谷洋亮

*

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

*

議事日程

令和8年3月6日 金曜日 午前10時開議

第1 一般質問

*

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

議案第26号

*

午前10時 開議

議長（西本良平） これより本日の会議を開きます。

*

議長（西本良平） ただいま市長から追加議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

*

議案第26号

議長（西本良平） お諮りいたします。ただいま送付されました議案第26号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

市長（平山耕三） おはようございます。

早速でございますが、追加議案の提案理由を申し述べます。

議案第26号南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、令和8年度から児童手当の拡充、こども誰でも通園制度等の子育て支援施策の拡充を図るため、全ての世代から支援金を拠出していただく子ども・子育て支援金制度が実施されます。このことに伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援金を上乗せして課税する規定を追加することから、本条例の一部を改正するものであります。

以上をもちまして追加議案につきましての私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西本良平） これにて提案理由の説明は終わりました。

＊

一般質問

議長（西本良平） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。4番西内俊二議員。

〔4番 西内俊二議員発言席〕

4番（西内俊二） おはようございます。議席番号4番、みらいの会、西内俊二です。

通告しています質問事項に従って、一問一答形式をさせていただきます。

1、特別支援保育専門職員の専任配置、2、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業、南国市学習支援室、3、退任自衛官の活用。

以上で質問させていただきます。よろしく申し上げます。

1番目の特別支援保育専門職員の専任配置についてです。

私は、昨年6月と9月にJA高知病院で開催されました南国市小児保健勉強会に参加しました。この小児保健勉強会は、JA高知病院の医師である本浄先生が代表を務め、子供たちの健やかな育ちのために、また知識及びスキルの獲得や関係者の連携を目的に、平成20年度から南国市内の小児科スタッフ、医師、看護師、助産師等や保健福祉センター職員を中心に、医療・保健・福祉・教育等の分野で子供に関わっている方々を対象に自主的な勉強会を開催しているそうです。3か月に1回、仕事が終わった後に午後7時から保育士さんや保健師さん、本市の職員さんが自主的に集まって勉強されていることを知り、深く敬意を表します。

私が参加した会では、子供たちが自分のことを好きになれるように、多様性を認め合うため

の支援とはというテーマで、支援に関わる子供たちが少しでも生きやすくなるにはどのような支援をしたらいいのかという正解を探すのではなく、なるほどが見つかる時間にしようとするすばらしい勉強会でした。保育や保健、子育ての現場の中で支援が必要な子供たちにどのように向き合うか、行政としてどのようなサポートをしていくか、改めて重要性を感じました。

昨年の6月議会において、就学前における発達障害のある子供への支援について質問しました。その中で平成27年、28年度に、県の特別支援保育推進事業として保育所等に通う特別な支援を必要とする子供及び厳しい環境にある子供の保育の質を高めるため、保育所等への指導や関係機関との連絡、調整など、親育ち・特別支援保育コーディネーターが4名育成されました。そのうちの一人が本市の保育士でした。その保育士を生かした特別支援保育専門職員の専任配置を求める提案に対して、市長からは前向きに検討していただけるとの答弁でしたが、その後の進捗や新年度のプランはどのようなになっているのでしょうか伺います。

議長（西本良平） 子育て支援課長。

子育て支援課長（高野正和） 昨年6月議会での御質問から特別支援保育専門職員の専任配置に向け、準備を進めました。専任配置を前提に、令和7年12月25日に市長、教育長の決裁を取り、特別支援児童への庁内の連携強化に向けた協議を開始しました。

1月5日に、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課の担当者をメンバーに電子会議室を設置し、2月6日には担当者顔合わせのキックオフ会議を行いました。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） では、新年度よりすぐスタートができるような体制はできているのでしょうか。

議長（西本良平） 子育て支援課長。

子育て支援課長（高野正和） 現在は特別支援への準備段階で、各課が現在行っている支援業務、可能な業務の範囲、連携して行いたい業務を把握しているところで、具体的な取組に入るのには専任配置がなされた4月以降となります。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） ありがとうございます。

では、特別支援保育専門職員として専任配置を予定しているその保育士さんを、具体的にどのように活用して研修計画を立てているか伺います。

議長（西本良平） 子育て支援課長。

子育て支援課長（高野正和） 特別支援保育専門職員より業務計画書の提出があり、内容と

しまして、1、特別支援の研修会、2、ティーチャーズトレーニングの指導、3、保育観察による具体的手だてのアドバイス、4、心理検査の実施、5、発達検査結果に基づく解釈と効果的手だてのアドバイスで、これを現在公立保育所へ投げかけ、保育所からの意見聴取を行っているところです。

現時点での具体的な計画はなく、令和8年度を試行期間と捉え、スモールスタートで開始する予定です。公立保育所以外の保育施設に対して、専任配置より可能な事項を示して活用していただくことを計画をしています。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） 御答弁ありがとうございます。

特別支援保育専門職員から具体的な業務計画書が提出され、研修会の実施やティーチャーズトレーニング、保育観察に基づく助言、心理検査や発達検査結果の解釈支援や効果的手だてのアドバイスなど、専門性を生かした内容が整理されていることは、大変前向きな一歩であると受け止めております。特に保育観察に基づく具体的手だてのアドバイスや検査結果の丁寧な解釈、支援は、現場の保育士さんにとって理論と日々の実践をつなぐ大きな支えになるものと期待いたします。また、いきなり形を固めるのではなく、令和8年度を試行期間とし、スモールスタートで進めるという姿勢も、現場の声を大切に丁寧な進め方であると感じております。

特別支援保育専門職員の専任配置は、制度を整えることが目的ではなく、子供と保護者、そして保育士の安心につながってこそ意味があります。そのためにも公立保育所からの意見を十分に聞き取りながら、現場にとって本当に使いやすい支援の形を共に作り上げていただきたいと考えます。

また、公立以外の保育施設に対しても活用可能な事項を示していくとのことですが、相談してみようと思える関係性づくりが何より重要です。専任職員が孤立することなく、現場に寄り添いながら信頼を積み重ねていくことを期待しております。

この特別支援保育専門職員を専任配置した場合、どのような成果を目標にしているか伺います。

議長（西本良平） 子育て支援課長。

子育て支援課長（高野正和） 実務者同士が連携をし、特別支援が必要な子供に直接的な支援を行い、特性のある子供が社会から疎外されないよう早期から援助し、保護者に対して安心して子育てができる環境をつくることを目指しております。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） 御答弁ありがとうございます。

私は今のお話を聞きながら、特別支援が必要な子供を育てる保護者の姿を思い浮かべておりました。うちの子は大丈夫だろうか、周りに迷惑をかけてないだろうか、ちゃんと育てられているのだろうか、そうした言葉にならない不安を胸の奥に抱えながら日々を過ごしている保護者がいます。そしてまた、現場の保育士も目の前の子供に懸命に向き合いながら、これでよかったのかと自問し続けています。そのとき専門的な知識と経験を持つ職員がそばにいる、一緒に考え、寄り添い、大丈夫ですよと言ってくれる存在がいる、それは制度の充実という言葉以上に安心そのものを届ける取組だと私は思います。

市長にお伝えします。

特別支援保育は、特別な誰かのためだけのものではありません。一人一人違う子供が、違いを認め合いながら共に育つ環境をつくること、それは本市がどんな町でありたいのかを示す姿勢そのものです。専任配置はその一歩になります。すぐに大きな成果が見えなくても、子供の小さな成長、今日は笑顔が増えた、保護者がほっとした表情を見せた、保育士の安堵の表情が見えた、そんな積み重ねこそが特別支援保育の本当の成果だと思います。その一つ一つが積み重なって、やがてこの町は温かい、南国市で子育てをしたいと言ってもらえる力になるのだと思います。この取組が本市の子供たちにとって、安心して育てる町という実感につながるよう、これからも温かく見守り、支えていきたいと考えます。どうか焦らず、ゆっくり丁寧に子供たち一人一人に寄り添う体制を整えていただくことを心から期待しております。小さく始めて丁寧に積み重ねるその歩みが、やがて本市の特別支援保育の大きな力になることを心から願っています。市長の所見を伺います。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 議員のおっしゃるとおり、特別な支援を必要とするお子さんへの対応は、保護者の皆様の安心感を高める上でも非常に重要な課題であると認識しております。

現在、関係各課で情報共有を行い、具体的な支援の準備を進めているところでございます。特別な支援を必要とするお子さんに対しての適切な支援の在り方や効果的な連携体制の構築について、市として丁寧に取り組んでいく所存でございます。以上です。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） ありがとうございます。引き続き丁寧な御支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、2番の質問に移ります。

生活困窮世帯の子供の学習・生活支援事業、学習支援室について質問させていただきます。

昨年の12月議会で、義務教育課程での本市の不登校、ひきこもりについて質問しました。義務教育課程を終えたひきこもり等の子供たちの学びについては斉藤正和議員が質問しました。その中で学習支援室の施設環境の問題があり、今年9月までに移転先のめどが立たなければ、令和9年度からこの事業の休止を視野に入れているとの答弁がありました。私はこの答弁に対して強い違和感と失望感を感じました。そのこともあり、今回の3月議会では違う視点から再度質問させていただきます。

この学習支援室の事業目的はどのように定義しているのか伺います。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） この事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯の子供等への学習の援助、生活習慣育成環境の改善に関する取組等を通じて、子供が自ら困難を解決できる力を身につけ、貧困の連鎖及び将来の貧困を防ぐことを目的として実施しております。

その対象者は、南国市において生活保護法に基づく生活保護を受給する世帯の小学生以上の子供とその保護者、南国市において学校教育法に基づく就学援助を受けている世帯の小学生以上の子供とその保護者、学習環境等に問題を抱え、将来最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある小学生以上の子供とその保護者としております。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） ありがとうございます。

では、利用人数と利用している生徒の学年を過去5年の推移を伺います。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 令和2年度は、実施日数が235日、利用者が683人で、実人数は中学生18人、高校生7人、その他5人でした。令和3年度は、実施日数が240日、利用者が607人、実人数が中学生が12人、高校生14人、その他が5人でした。令和4年度は、実施日数が240日、利用者は496人、実人数が中学生8人、高校生12人、その他5人でした。令和5年度は、実施日数が267日、利用者が392人、実人数が中学生5人、高校生7人、その他3人でした。令和6年度は、実施日数が241日、利用者が994人、実人数が中学生7人、高校生7人、その他3人でした。コロナ禍で新規の利用者が減少しておりますが、コロナ禍の収束、積極的な広報の開始などによりまして増加傾向に転じていると思っております。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） では、週当たりの学習指導時間は何時間か伺います。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） この事業は自習が基本となりますので、指導時間というものは存在しませんが、利用者が来室する時間は学校の授業時間と重ならないように、原則15時から19時までとしております。夏休み期間は13時からとしております。テスト期間中などは、早めに来室する利用者もおります。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） では、教科学習を専門的に指導できる人材をどのように確保しているか伺います。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 学習支援員として、会計年度任用職員を2名雇用しております。教員資格は有しておりません。

それから、高知大学、高知県立大学の大学生をアルバイトとして学習支援補助員に委嘱しております。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） では、利用している生徒の進学率や継続支援率はどのようになっているか伺います。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 利用者が全て報告いただけなくて確認が取れないものもありますが、近年確認できた範囲では利用者の高校進学率は100%となっております。

継続支援につきましては、この事業は高校中退防止も目的としていますから、高校進学後、来室が途絶えた子供に対しても状況確認の連絡を定期的に試みているので、全ての利用者が継続支援対象と認識してます。高校進学後、通室が途絶えた子供の中には、定期的に状況の報告のために自ら来室される子供もいます。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） 先日、現在の学習支援室の活動状況を知るために、学習支援員さんにお話を伺いました。昨年度に来所した不登校、ひきこもり傾向の生徒約8人は、最長6か月から7か月の支援室への通室で、全員が学校に復帰し、登校日数の改善があったそうです。また、弁論大会へ出場して受賞した生徒さんや、また家庭内でも行動変容が起きている生徒さんい

たそうです。具体的には、靴をそろえる、洗濯物を籠に入れるなど、基本的な生活習慣の改善が見られ、保護者から喜びの声もいただいているそうです。

現在の学習支援員さんが、これまでの個々の生徒さんに合った支援を続けていく中で成果がもたらされており、学習支援室が不登校やひきこもりの生徒さんの居場所の一つになっていると感じました。そして、先ほど所長が答弁された、利用している人数や進学率には本来の事業目的である生活困窮世帯、被保護世帯等の子供の参加が一人もいないことも分かりました。

現在の事業の周知は、市ホームページ掲載とLINE連携配信が主体で、昨年度は市広報のみでの周知でした。人口減少で生活困窮世帯の数自体が少なくなっている、また少子化で生活困窮世帯の子供が少なくなっているために、募集しても利用者がいないという声も聞かせていただきました。しかしながら、本当にそうでしょうか。日々の生活で精いっぱい家庭にとって、支援制度を探し、内容を理解し申し込むという行為そのものが既に高いハードルなのではないかと私は考えます。本当に追い込まれている人ほど、助けてくださいと声を上げる力を失っています。だからこそ募集を出しても応募者が来なかったという結果だけで、ニーズがないと判断してはならないのではないのでしょうか。困難の中にある人の姿は、机の上の数字や応募件数では見えてきません。こちらから足を運び、関係を築き、共感しようとしなければ、その実態は決して見えてこないものだと私は考えます。

私は平成23年度、2011年から行われているこの事業を立ち上げた当時の福祉事務所長をされていた南幸男さんと当時のケースワーカーの職員、また小学生のときから学習支援室に関わり、高校生、大学生のときは学習支援者として関わった方に当時のお話を聞きに行きました。なぜこの事業が立ち上がったのか、経緯や職員の思いを聞くことができました。

このように新聞紙上にも紹介されたことを含めて御紹介させていただきます。

本市の学習支援事業の原点は、平成21年、2009年の秋に遡ります。1人のケースワーカーが母子家庭のお母さんから、この子を高校に進学させたいという切実な相談を受けたことが始まりでした。同じ頃、南さんは厚生労働省主宰の全国ケースワーカー懇談会で、北海道釧路市の学習支援の取組を知ったとき、目からうろこが落ちる思いがしたそうです。南さんが三十数年前にケースワーカーをしていたときに支援していた家庭の子供たちが、大人になった平成20年になっても、なお生活保護を受け続けている現実を目の当たりにしました。このままでは貧困の連鎖は終わらない、その思いがずっと心にあったそうです。だからこそ子供の勉強を見てあげたいという一人のケースワーカーの相談に、南さんは自然とやってみようと答えました。

この事業は、不登校支援から始まったものではありません。目的は、一貫して貧困の連鎖を

断ち切ることで、そのための学力向上と進学支援です。理念は明確でした。大学まで行かせる進学保障、四捨五入もできない、分数も理解できない、そうした子供たちに基礎から丁寧に教える、家庭訪問を重ね、母親の生活にも寄り添う伴走型の支援でした。当初は福祉事務所の面接相談室でマンツーマンの学習指導が始まりました。やがて制度化され、自立支援法から生活困窮者自立支援法へと移行する中で、事業は拡充されました。職員も増員され、補助金と市費を組み合わせる体制を整えました。拠点は福祉施設を中心に展開し、県立大学、高知大学、医大の学生も参画し、専門家によるカウンセリングも組み合わせました。ケースワーカー、自立支援指導員、学習支援担当が連携し、支援を行って来ました。

学びは教科だけではありませんでした。夏の合宿、まきで風呂をたき、パンを焼き、バーベキューをする、経験の乏しい子供たちにとって、人生の初の体験でした。合格祝いの焼肉、たこ焼きを囲む時間、情のある関わりが子供たちの心を開きました。そして、子供たちは言いました。勉強が面白いかも。基礎学力がほとんどなかった子供が県立高校に合格し、進学した際、母親は涙を流して感謝しました。

専門学校で上位成績を収めた子、高校から東京の専門学校へ進学し、感謝の連絡をくれた子、小学校6年生から支援室に関わった子供が、市の職員との出会いをきっかけに、中学3年のときに自分は市役所の職員になると宣言し、国立大学へ進学後、本市職員に見事現役合格しました。その後、南国市の取組はほかの自治体が学びに来る先行事例となりました。創設当初は無駄だとの批判の声もあったそうですが、成果は確実に存在していました。

事業を立ち上げた当初の体制は、福祉事務所の職員が部署や役職の垣根を越え、一丸となって支援に当たっていたそうです。例えば、ケースワーカーと査察指導員や学習指導員と一緒に家庭訪問をしたり、生活保護のケースワーカーが担当する子供を直接学習支援室へ連れてきたりするなど、能動的な働きかけが日常的に行われていました。また、中学校と連携し、教頭先生や生徒指導の先生から直接情報を得て、生活保護世帯には該当しないが支援が必要な準要保護世帯の子供たちにも利用を働きかけていました。こうした学校との情報共有やケースワーカーによる家庭訪問といった能動的なアプローチこそが、過去の成功要因でありました。

しかし、現在はその仕組みが失われており、学習支援室を本当に必要とする層へのアプローチができていないことが問題点と考えます。また、現在は男性の支援員2人、2名のみで運営されており、思春期の女子生徒が悩みを相談しづらい状況にあると思います。男女双方に対応できるように、女性支援員の配置も必要です。女性職員の採用が難しい場合は、こども家庭センターの職員に応援を要請するなど、部署間の連携で補うべきだと考えます。

また、私は当初事業の状況と今の現状を知り、重大な懸念があります。

事業の重心が、貧困家庭の学力、進学支援から不登校児の居場所づくりへ移ってはいないでしょうか。不登校の子供たちへの取組を否定するものではありません。しかし、この事業の第一目的にしてはならないと考えます。本来の目的であった負の連鎖を断ち切るための学習機会の提供という側面が薄れてしまっていると感じました。

そんな状況の中で、今年の9月までに学習支援室の移転先のめどが立たなければ休止という状況は、看過できません。場所がないから休止ではなく、当初のように公民館や市民館、前図書館などを柔軟に活用し、継続すべきです。施設移転先の検討状況はどのようになっているでしょうかお伺いします。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 以前答弁させていただきましたけども、現在利用中の建物は耐震性などの課題を抱えていますので、現在利用されていない行政財産で活用可能なものを検討しているところで、令和8年度中の移転を目指して関係課と調整中です。それで、今回いろんなネットとかの回線も含め、回線の移転とか、引っ越し作業に係る費用などを令和8年度当初予算案で計上しております。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） ぜひとも事業が継続できるよう、施設移転をお願いします。

ここで事業当初の状況を知る市長の所見を伺いたいです。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 私も当時の所長をよく存じ上げておりますので、この学習支援が始まった当時のことも覚えております。当時は、西内議員のおっしゃるとおり、生活保護世帯の学力を何とか支援して、高校へ行かせてあげたいということもおっしゃってありまして、その福祉事務所長がここへ入れたっていうことをうれしそうに言っていたことを思い出します。

それから、最初はそういうスモールスタートだったんですけど、徐々に徐々にニーズが増えて、学習支援室へ行きたいという子供も出てきて、さあ、生活保護世帯だけで今までのように続けるのか、そういう子供も受け入れてっていうことも途中で話をされていたこともありました。そういった子供も受け入れて、できるだけ受入れることは受けれる限り受け入れてやっていくということで、徐々に徐々に規模が大きくなっていったというように思っています。

大学生の皆様にも途中からすごく手伝っていただいて、いまだにずっと継続して手伝っていただいており、ある機会にその大学の卒業生の方が社会人になって、南国市さんとは前も御

縁がありましたというようなお話もいただいたことがあります。それがここの学習支援室の支援員としてアルバイトで行かせてもらいましたという方もありました。非常にそちらの意義っていうものは大きいなっていうのを感じたところでございます。

そのような学習支援室が、今またちょっと違った意味で西内議員の今の御質問にもあったとおり、不登校の子供たちを受け入れる施設のほうが、そういう意味合いのほうが今現在大きいということで、それはそれで意義があるというようにも思っております。ただ、学習支援の必要な子供という意味では、生徒っていう意味では、やはり必要な方はたくさんいらっしゃるのではないかというように思いますので、この意義ある取組はこの後もずっと続けていきたいなと私自身は思っておるところでございます。そのためには多くの皆様の御協力も必要でありますので、皆様の御協力をまたよろしくお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上です。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） 市長の熱い思いが伝わりました。御答弁ありがとうございます。

この事業が生活保護世帯の子供たちの貧困の連鎖を断ち切るという強い志から始まったものであること、そして職員自らが志願して立ち上げた事業であったことを、市長御自身が改めて確認して下さったことを大変重く受け止めております。

私は今回現場の学習支援員の声、そして創設当時に関わられた職員の思いを直接伺いました。そこには制度としての事業ではなく、この子の人生を変えたいという覚悟にも似た情熱がありました。実際に基礎学力がほとんどなかった子供が進学を果たし、人生を切り開いていった事例がある。市職員になりたいと言って夢を語り、本当にその道を歩んだ者がいる。これは偶然ではなくて、伴走型支援の積み重ねの成果だと思います。

現在は不登校や生きづらさを抱える子供たちが増えているという現状は、確かに受け止めなければなりません。しかし、その対応が事業の第一目的になってしまえば、本来の柱であった学力と進学による自立支援が薄れてしまうのではないかという懸念を私は抱いています。不登校支援も喫緊の課題であり、大切です。しかし、この事業の原点は、貧困状態における子供の進路や将来の選択が狭まり、子供が大人になってもまた貧困生活から抜け出せないという負の連鎖を断ち切ることです。本当に支援を必要としている家庭は、自ら声を上げることが難しいです。広報を見て応募する余裕もないです。だからこそ、かつてのようにケースワーカーや学校と連携し、能動的に働きかける体制が必要ではないでしょうか。市長が意義のある事業であり、引き続き継続していきたいと言われたことは大変心強い言葉です。であるならば、単なる

継続ではなく、原点に立ち返った事業の再構築をお願いしたいです。

また、南国市教育振興基本計画では、厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を断ち切るために、包括的な教育、支援の推進を施策の柱に位置づけています。生徒の学力保障、進路保障を実現していこうとする目的を共有するためにも、福祉と教育の連携が必要であると考えます。教育委員会としても学習支援室の定例会に関わる中で、具体的な連携の強化もお願いしたいと思います。施設の問題で休止するようなことがあってはなりません。場所は工夫できるはずで、かつても工夫してきました。この事業は単なる学習の場ではありません。人生の転機をつくる場所になっています。そして、南国市が子供を本気で支える町であることを象徴する事業と考えます。どうか事業を立ち上げたときの志、未来へつなぐ決断を、市長、教育長、福祉事務所に強くお願いして、この質問を終わりたいです。

次に3つ目、退任自衛官の活用を質問させていただきます。

近年、全国各地で地震や豪雨災害が頻繁し、特に南海トラフ地震の発生確率が高まっているとされる中、本市における危機管理体制の強化は喫緊の課題であります。災害発生時に市民の命を守る最前線に立つのが危機管理課であり、平時からの備え、関係機関との連携、地域防災力の向上、そして発災時の災害対策本部の円滑な運営など、その責任は極めて重大であります。

しかし一方で、危機管理課は防災業務に加え、交通安全対策や防犯・地域安全対策など、多岐にわたる業務を担っていると伺っております。業務が広範囲に及ぶ中で、本来の防災分野に十分専念できる体制を整える必要があると考えます。

そこでまず、危機管理課の現状を正確に把握するため、現在の危機管理課の担う業務体制と業務内容を伺います。

議長（西本良平） 危機管理課長。

危機管理課長（野村 学） 危機管理課の業務体制といたしましては、課長以下課長補佐、危機管理係長、係員3名の6名体制となっております。

業務内容といたしましては、防災対策、交通安全対策、防犯・地域安全対策に関する3つの業務を担っております。併せて災害対策本部の事務局機能を担っております。以上です。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） 危機管理課長から業務内容の詳細をヒアリングしましたが、現在危機管理課が担当している防災対策、交通安全対策、防犯・地域安全対策業務のうち、防犯灯の管理、設置、修繕、補助金業務、電気代支払いなどの業務、こういうものは建設課や総務課への移管を検討してみてはどうでしょうか。その課でも同じような業務をやられていることをお聞きし

たんで、合理的だと思います。また、交通安全に対しても、警察や交通安全協会等が主体での実施を模索してはいかがでしょうか。

議長（西本良平） 危機管理課長。

危機管理課長（野村 学） 現在、危機管理課として安全・安心のまちづくりの観点から、防災と併せて交通安全や防犯の業務を担っているところです。その業務のうち防災業務に関しましては、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生に向けた取組が喫緊の課題であり、危機管理課の業務に占める重要度が高くなっております。また、住民アンケートの結果を見ましても、防災体制の強化に対する住民満足度は6位であったのに対し、住民の考える優先度は1位となっております。これらのことを考え合わせますと、危機管理課が防災を主体として業務が遂行できる体制を整えることが重要であると考えます。

防犯灯の管理等につきましては、他部署とも協議をしてみたいと思います。

また、交通安全業務につきましては、交通安全教室などの実施に当たっては、外部委託も含めて検討してみたいと思います。以上です。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） ありがとうございます。

住民アンケートのほうで、住民の考える最優先度が1位になってるということで、防災の意識がすごく高まっているのではないかと思います。

危機管理課の本来業務である防災分野に専念できるよう、業務のスリム化や人員再配置を行う考えはありますでしょうか、答弁を求めます。

議長（西本良平） 企画課長。

企画課長（田所卓也） 危機管理課の業務を防災分野に専念できるようにという御質問ですが、他部署に業務を移管することで、市役所全体として業務効率化が図れ、事務分掌上、整理ができるようであれば検討したいと思いますが、以前の一般質問でも建設課の人員不足の話が上がったように、各職場においては業務が増加しており、新たな業務を移管することはマンパワー的に難しいのではないかと考えております。

南海トラフ地震に備え、危機管理課の体制を強化したいという思いはありますが、市役所全体の業務効率化、組織機構を考える中で検討していきたいと思っております。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） 企画課より、市役所全体での業務が増加しており、他部署への業務移管はマンパワー的に難しいとの御答弁がありました。確かにどの部署も多忙であることは承知し

ております。しかし、だからこそ申し上げます。危機管理課は平常時の一部署ではなく、災害発生時には市役所全体を統括する司令塔になる部署であります。南海トラフ地震が切迫する中で、危機管理課が平時から防災分野に十分専念できない体制のままではよいのでしょうか。業務が多いから動かせないのではなく、何を最優先にして守るのかという政策判断が必要ではないのでしょうか。全庁的に業務が逼迫しているのであれば、災害対応と直接関係の薄い業務の管理、一時的な応援体制の構築、会計年度任用職員の戦略的配置、外部専門人材の活用など、選択肢はあるはずです。

危機管理体制の強化は、他部署の業務効率化の次の段階ではなく、市民の命を守る最優先課題であります。全体を見ながら検討するという答弁にとどまらず、危機管理課の業務を棚卸しし、本来業務、他部署でも担える業務、外部委託可能な業務を明確に整理する作業を期限を区切って行うべきではないでしょうか。危機管理課が本来業務に専念できる体制を構築することは、組織改革の問題ではなく、市民の安全保障の問題であります。ぜひとも具体的な工程を示して検討していただくことを強く求めます。

災害時に危機管理課職員が不在となるリスクを踏まえ、代替要員や応援体制をどのように整備しているか伺います。

議長（西本良平） 危機管理課長。

危機管理課長（野村 学） 危機管理課の業務は、啓発に占める割合が多く、防災学習や交通安全教室などのために、同時に複数名の課員が庁外で業務に当たることが年間を通じて多くあります。特に防災学習につきましては、地域や学校、保育所、関係団体との信頼関係の構築が発災時の円滑な災害対応のためには欠かすことのできないものであると認識し、可能な限り職員が直接出向いて対応することを基本方針としております。

議員が御指摘される発災時の対応に係る代替要員や応援体制につきましては、危機管理課としても課題と考えており、令和5年度に改定した南国市地域防災計画において、従来災害対策本部事務局が危機管理課のみであったところを、情報政策課、企画課、総務課、選挙管理委員会、議会事務局、財政課、会計課、監査事務局を加えた本部事務局体制に組織改編をいたしました。この改変により、南海トラフ地震をはじめとする突発災害が発生した際でも、一定の災害対策本部機能を立ち上げることができる体制は整ったと考えております。以上です。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） ありがとうございます。

では、現在防災業務を担当する職員が専門的な知識を自己学習で補っている状況とお聞きし

ますが、災害対応の専門人材を育成、確保するための研修や外部派遣の計画はあるのか、答弁を求めます。

議長（西本良平） 危機管理課長。

危機管理課長（野村 学） 危機管理防災業務の研修につきましては、全国市町村国際文化研修所や人と防災未来センターによる研修、内閣府による防災スペシャリスト研修や災害対応eラーニングなどを活用して、業務遂行に必要な知識を習得しております。特に人と防災未来センターの研修では、災害対策本部運営に係る実践的な訓練研修があり、非常に高度な研修となっております。

また、内閣府の災害対応eラーニングは、発災時に市町村として取り組むべき7つの項目について、インターネット動画を通じて学ぶことができる内容となっております。このeラーニングにつきましては、危機管理課のみならず、災害対応に当たる様々な部署が身につけるべき知識であることから、南国市危機管理推進本部においても紹介し、関係部署での受講を促しております。以上です。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） ありがとうございます。

今年の1月25日に、私の地元である長岡西部地区で防災連合会として防災訓練を行いました。松本信之助議員も一緒に企画運営を行い、消防団の長岡西部分団による消防車への試乗や記念撮影、また消防署職員による水消火器訓練、AED救護体験、起震車体験、防災食を使った炊き出し、参加者全員がもらえる防災グッズのくじ引大会などが行われ、雪が舞い散る寒い日でしたが、80名を超える住民の参加がありました。

今回、その中で初めての試みで、プログラムの中に退任自衛官の講話を企画しました。講師の方は57歳で、2年前に陸上自衛隊の小隊陸曹、陸曹長で退任され、1995年の阪神・淡路大震災、1998年の高知市豪雨水害、2011年の東日本大震災に災害派遣されており、現場の写真を使った資料を用いて実体験を基にした現場の状況や避難状況についてもお話をしてくれました。災害発生時での警察、消防、自衛隊の役割や一般市民へ向けての分かりやすい講話でした。この防災訓練に参加していただいた三谷消防長の所見をお伺いします。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） このたび長岡西部地区防災連合会の防災訓練に参加をさせていただきました。退任自衛官が現役時代に多くの災害現場において長期間活動されたということで、当時の経験を基に講話をいただきました。短時間にまとめられ、一般市民向けの分かりやすい内

容でしたので、多くの市民の皆様に興味を持って聞いていただけるお話であったと思います。

消防本部としましても、東日本大震災から15年を迎えようとしておりますが、当時のことが分からない若い職員が多くなっております。緊急消防援助隊の隊員として被災地に応援に行く職員もおりますので、特に災害活動、現場活動においての苦悩や活動内容等について講話をいただければ、非常にありがたいと思っております。

また、消防団員につきましても、南海トラフ地震への知識向上のため、正副団長と協議し、研修等において講話をいただけるようお願いしたいと考えております。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） ありがとうございます。

ぜひ一般市民を救助するという立場で、この貴重な体験や情報を共有していただき、防災力スキルアップの研修の開催をお願いします。

危機管理課の業務は、市民の安全を守る最前線でありながら、現状では人員不足と業務過多により災害対応力の維持が難しい状況にあると感じます。今後は業務の明確な分担とスリム化、専門人材の確保、災害対策本部の実効性ある運営体制の構築が急務であると考えます。また、退任自衛官などの専門的知見を取り入れることで、現場対応力と判断力の強化が期待できると考えます。

高知県危機管理部危機管理防災課に問合せをしたところ、現在高知県、高知市、香南市、須崎市、黒潮町の5自治体に各1名、退任自衛官が就職されています。高知県については危機管理部危機管理防災課に防災指導官として雇用しており、業務内容は南海トラフ地震対策、その他の防災対策に関わる企画及び指導の実務、応急救助機関との調整、防災訓練の調整、自衛隊関連業務、応急救助機関受援計画等を実務としています。財源としては、県は防衛省の特別交付税を活用しています。

本市としても、防災専門職や防災アドバイザーの配置を検討してみてもいかがでしょうか、市長に答弁を求めます。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 先ほど危機管理課長が答弁いたしましたとおり、本市におけます防災業務の重要性や緊急性は、近年の頻発する地震災害を見ましてもますます高まっているところで、特に災害が発生した際の初動対応などにつきましては、各種研修機関での研修を通じて職員のスキルアップに努めておりますが、実災害の経験者によるアドバイスがあれば、なお心強いところであります。

先ほどは長岡西部地区防災連合会での取組の御紹介がありました。退任自衛官をお招きして講話をしていただいたということで、消防長の答弁にもありましたとおり、住民の皆様にとりましても有意義なお話しであったとのことでした。

県内でも高知県を含む5つの自治体で退任自衛官が活躍されているということで、特に高知県では防災指導監という立場で雇用されているとのこと。退任自衛官の知識、経験を生かしていただく方法として、市として雇用する場合やアドバイザーのような形で委嘱を行う方法など、幾つか考えられると思いますので、本市で退任自衛官を活用とした場合にどのような形式が一番ふさわしいか、また雇用するに当たっては特別交付税措置もあるとのことですが、やはり一般財源も必要になりますことから、市の負担がどのくらいになるのかということなど、他自治体の例も参考にしながら検討したいと思います。以上です。

議長（西本良平） 西内俊二議員。

4番（西内俊二） ありがとうございます。市長より退任自衛官の活用について、前向きに検討していただける旨の御答弁をいただきました。

本市における防災業務の重要性が年々高まっているという認識は、私も全く同じであります。特に南海トラフ地震が想定される本市においては、災害発生時の初動対応、応急救助機関との調整、受援体制の構築など、平時の備えがそのまま市民の命を左右します。本市においても常勤の防災専門職としての配置や非常勤の防災アドバイザーとしての委嘱、災害対策本部運営の外部専門参与など、具体的な選択肢を整理して、実効性のある形を明確にすることが重要であると考えます。

防災は検討している間にも時間が過ぎていきます。専門人材の活用は、職員の負担軽減だけでなく、災害対策本部の判断力強化、受援体制の高度化、そして市民の安心につながります。ぜひ本市の危機管理体制を1段引き上げるための具体的な検討を強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。丁寧な御答弁ありがとうございました。

議長（西本良平） 3番松本信之助議員。

〔3番 松本信之助議員発言席〕

3番（松本信之助） 議席番号3番、民主クラブ、立憲民主党の松本信之助です。

今回質問させていただく内容は、消防団について、市有地の活用、教育行政、生活保護となっています。通告していましたが会計年度任用職員の待遇改善については、自分の勘違いもあったようですので、質問を取下げさせていただきます。

また、これまでの質問と重なるところもありますが、お答えいただければと思います。

それでは最初に、消防団について質問させていただきます。

私も西部消防団に入っております、この3月3日に春の火災予防巡回の補導をしてきました。それで、全国的に消防団の充足率が低くなってきているようですが、南国市においては消防団の充足率はどのようになっていますでしょうか。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） 全国の消防団員数ですが、令和7年4月1日現在、前年比1万4,458名減の73万2,223名となっており、近年は毎年1万人以上が減少している状態である中、南国市においては条例定数350名に対し実員334名、充足率約95.4%となっております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。

95.4%は非常に高い充足率だと感じました。実際分団によっては人員を確保するのが難しいと感じている分団も、もしかしたらあるのかもしれませんが、私のところの西部分団においては、近年では友達が友達を誘い、あるいは社会体育のメンバーと一緒に誘ったりして、充足率も高く、また年齢層のほうも若くなってきております。

では、近隣自治体の充足率はどうでしょうか。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） 令和7年4月1日現在、県下の市消防団で南国市より充足率が高いのは、土佐市が定数331名に対し実員322名、充足率は約97.2%、宿毛市が定数402名に対し実員388名、充足率は約96.5%となっております。近隣市においては高知市が定数900名に対し実員699名、充足率は約77.6%、香南市は定数315名に対し実員239名、充足率は約75.8%、香美市は定数400名に対し実員302名、充足率は75.5%と、それぞれ70%台の充足率となっております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 県下では高い充足率の自治体もあるようですが、しかし近隣では厳しいようです。

では、南国市の充足率の高さの要因は何であるとお考えでしょうか。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） 自分たちの町は自分たちで守るという消防団幹部をはじめ、団員の皆様の意識の高さによるものと、消防本部と消防団が互いに尊重し合い、積極的に連携を深めているところにあると考えております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。

消防本部と消防団がお互いに尊重し合い、積極的に連携を深めているところにある、これは本当に重要なことだと思いますし、万が一にでも消防広域化が発足してしまった場合には、この連携を深めていくことが難しくなると感じていますので、消防広域化には慎重な判断をしていただきたいと思います。

それでは、2つ目の分団への女性団員加入について質問させていただきます。

最近では西部分団も含め各分団に女性の入団もありますが、幾つの団に何名入っておりますでしょうか。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） 4つの分団、班に5名入団していただいております、内訳は後免分団、西部分団、香南分団立田班にそれぞれ1名、琴平分団浜改田班に2名となっております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 少しずつ増えてきているようですけども、今後も分団での女性の入団は進めていきますでしょうか。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） 今後の考え方についてですが、消防団長にお聞きしたところ、現場へ出勤する女性消防団員の採用については門戸を広げてきましたので、希望者がおりましたら積極的に採用していきたいと考えておりますとのお考えでございます。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。

女性だからこそできるスムーズな救助活動というものも絶対にあると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、消防本部が作成しました消防分団整備計画というのがあるようですけども、概要を教えていただけますでしょうか。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） 南国市立地適正化計画により大篠地区に人口が集中する中、当地区における人口に対する消防団員数が非常に少ないことから、南国市国土強靱化地域計画の脆弱性の評価として南国市消防分団整備計画を策定し、新たな分団、班を創設するよう提案しております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 先ほど質問させていただいた南国市の充足率の高さの要因について、自分たちの町は自分たちで守るという消防団幹部をはじめ団員の皆さんの意識の高さにあるとお答えいただきましたけども、この消防分団整備計画の中に団員1人に対する人口というのがあります。長岡西部、東部両分団も団員1人に対してカバーする人口が200人以上と多いのですけども、大篠分団に至っては500名弱と非常に多くの住民をカバーする必要があるようです。これではどれほど自分たちの町は自分たちで守るという強い意識があったとしても、団員にかかる負担が大き過ぎると言わざるを得ません。この団員への負担の問題と併せて人口が多い大篠地区の災害時などの課題はどういったものがあるか、教えてください。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） 現在の大篠分団は、住民の人口と比較して人員が少ない状況にあります。災害時には団員の負担が増えることが考えられますが、条例定数は満たしており、今後大幅に定数を増やすことになると、団員の確保、維持のために大篠分団の分団長、副分団長の負担が増すこととなります。また、地震災害時には揺れによる被害や津波による被害に加え、火災による被害が発生する可能性があります。地震火災の特徴は、あちらこちらで同時に火災が発生し、家屋やブロック塀の倒壊等により通行障害が発生し、車両が現場にたどり着けない場合や、断水により消火水が不足するなど、木造住宅が密集している市街地では大規模火災になる可能性があります。

また、能登半島地震時の輪島市大規模火災において教訓となりましたが、消火水の確保のため、消防車両を中継させて遠方より水を確保する必要性が生じるため、多くの人員が必要となります。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） これほどのことが起こるのであれば、やはり団員1人に対する負担を減らさなければ、今後負担を理由に消防団に入りたくない、そう思う人が増えてくるおそれもあります。

消防分団整備計画の中に、南国市の都市計画として大篠地区への人口集中となっている現状に対して、新たな消防団員の増員及び新分団（班）の増設が必要と思われますとありますけれども、計画は進んでいますでしょうか。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） この計画は令和4年度に南国市国土強靱化地域計画の市の脆弱性の評価に基づく対策として検討されておりましたが、市としての優先事業及び財政状況の悪化等に

より進んでおりません。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） もし大規模災害が起きた場合に、南部のほうでは津波災害が、北部は土砂災害、そして市中心部では大規模地震火災が起きる可能性があります。そうなってしまうと、市中心部の現状での人口カバー割合では、消火活動に本当に大きな遅れが出てしまう。そうすると、より多くの犠牲者を生んでしまうことになっていきます。また、市中心部の人口カバー割合が高いがために、北部や南部への応援にも遅れが出てしまい、市全体が大きなダメージを受けてしまう、そういったことになるのではないかなど。それらを少しでも防ぐためにも、大篠地区への新たな分団、あるいは班の増設は必要不可欠ではないでしょうか。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） 消火活動は消防にしかできないことを念頭に置き、地震火災が発生した場合の対応として、今年度から中継放水訓練等を行い、大規模火災を念頭に備えておりますが、市中心部の消防力強化については喫緊の課題であると考えており、今年度市役所駐車場に本市初の100トンの耐震性防火水槽を設置したところであります。

新分団、班の設置につきましては、令和8年度に南国市国土強靱化地域計画の見直しもあることから、しっかりと議論をしていきたいと考えております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 県が無理やりつくろうとしております消防広域化が万が一にでも発足してしまった場合、発足以降に消防本部抜きで新たな消防団組織をつくるというのは本当に難しいと思っています。そうなる前にも、今将来起こるであろう大規模災害にも備えて、市中心部に新たな消防団、あるいは班をつくっておかなければと考えますけれども、市長、市長の考えはいかがでしょうか。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 市の消防組織が広域化によって変わっていく可能性がある中、立地適正化計画を進める上で発生した問題でもあるというように思いますが、物価高騰等によりこれまで以上に経費節減及び業務の合理化を進めているところであります。

また、新たな分団を整備することについては、財源の課題以外にも消防団員の確保等、多くの課題もあると感じますので、国土強靱化地域計画の見直しとともに今後協議をしていきたいと思っております。以上です。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ある消防職員の方が、今すぐには団あるいは班の設置はできないにしても、つくることを見据えて現在の大篠分団の定数を数名増やし、行く行くは新しい団あるいは班ができた際に移動してもらえればスムーズではないかと、そういったことをおっしゃってましたので、それらも含めて積極的な協議をよろしくお願いいたします。

続きまして、市有地の活用について質問させていただきます。

現在、南国市が所有していて活用できていない土地はどれくらいありますでしょうか。

議長（西本良平） 財政課長。

参事兼財政課長（溝渕浩芳） 南国市が所有していて活用できていない土地ということでございますが、行政目的で使用していない土地、普通財産ということであれば、面積は全体で1.82平方キロメートル、うち森林が1.45平方キロメートル、その他が0.37平方キロメートルとなっております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 今後その未活用地をどのようにしていく予定でしょうか。

議長（西本良平） 財政課長。

参事兼財政課長（溝渕浩芳） 普通財産の多くは森林となっておりますので、活用は難しいと考えております。森林以外の土地につきましても、地域の公民館等として活用されている土地がほとんどでございます。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。

その持つてる土地は払下げなどを行い、財政的に現在厳しい市の状況を少しでも軽くすることもできるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（西本良平） 財政課長。

参事兼財政課長（溝渕浩芳） 御提案いただきました払下げでございますが、過去には長岡東部保育所跡地等の売却を試みたこともございますが、応札者がいなかった経緯もございます。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 売却することで少しでも市の収入になればとも思いましたけども、現実厳しかったようですが、またどうするか検討いただければと思います。

では、普通財産ではなく各課が管理していると思われまます東部児童センター跡、第3中央団地跡、旧高見団地跡が建物の撤去後、長岡西部地区に目立ってそのままになっています。これらの場所がそのままの理由というのは何でしょうか。

議長（西本良平） 都市整備課長。

都市整備課長（篠原正一） 御質問の東部児童センターの跡地は、条例に基づく東部児童遊園地として位置づけております。設置していた東部児童センターは、耐震性能の確保が困難であったため、令和2年に利用を休止し、翌令和3年に建物を解体いたしました。また、老朽化していた遊具につきましても、安全面を考慮し撤去しております。その後の活用につきましては、児童遊園地としての役割や財政状況などを踏まえ、整理を行ってまいりましたが、現時点では整備内容や実施時期を具体化する段階には至っておりません。今後は市全体の施設配置の考え方や優先順位を見極めながら方向性を判断してまいります。

議長（西本良平） 住宅課長。

住宅課長（松岡千左） 第3中央団地跡地及び高見団地跡地につきましては、一部を現に駐車場として利用していることに加えて、南海トラフ地震発生後、応急仮設住宅や災害公営住宅の建設を見据えて確保している土地になります。もともと市営住宅があった頃から応急仮設住宅や災害公営住宅の建設を見越して、水道管や下水道管といった設備を残して解体しており、現時点では積極的な活用は想定しておりません。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。

まず、東部児童センター跡は児童遊園地ということですが、遊具を設置して子供たちが日常的に遊べるようにはできないでしょうか、お聞きします。

議長（西本良平） 都市整備課長。

都市整備課長（篠原正一） 東部児童センター跡地は、現在も条例上は児童遊園地として位置づけており、子供たちの利用につながる活用はとても重要なことであると認識しております。

一方で遊具の設置には、整備費だけではなく安全点検や維持管理に係る継続的な費用が伴います。また、諸周辺の公園や児童遊園地との役割分担、そして利用状況も踏まえた検討が必要です。現時点で具体的な遊具の設置計画はありませんが、地域のニーズや利用実態を見極めながら、今後の方向性を検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 現状、児童遊園地ということですが、日常的に閉められていて、中に入ることはできません。年に数回草刈りをしているようですが、草刈り前は人の背丈になるぐらい草が生えてます。遊具っていうのはすぐに設置できないのかもしれませんが、開放して広場としての子供たちが遊べる場にできないでしょうか。

議長（西本良平） 都市整備課長。

都市整備課長（篠原正一） 本市といたしましても、東部児童センター跡地を地域の子供たちが安心して利用できる場として活用していくことが望ましいと考えております。これまで施設してありましたのは、遊具のない更地の状態での利用形態や、日常管理の方法について慎重に整理してきたためであります。広場として活用していただくことは可能であると判断しております。今後は草刈りの実施時期や回数につきましても、必要に応じて改善しつつ、適切な管理の下、可能な限り早期に広場として開放してまいります。以上でございます。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

これまで地域の方から、こんなにも市の跡地をほったらかしにして、うちの地域をスラムにするのかと、そういった声をよく聞いてまいりました。旧高見団地跡をどう活用するかというのは、私自身今はいい案がないのですが、第3中央団地跡に関しましては地域のど真ん中であり、周辺には中央市民館やしあわせ広場、長岡西部公民館兼体育館など、地域の拠点となっている場所が多くあります。同和対策事業での不良住宅や狭隘道路の改善により景観が変わってはいますけども、それまで周辺には共同浴場、酒屋、雑貨屋、駄菓子屋、お好み焼き屋など多くの店もあり、大変にぎわっていた場所でした。そしてまた、またその昔には坂折簡易学校というのもあったそうで、昔からこの辺りは地域の中心地です。その中心地をそのまま放置され続けることは、地域にとってもやはり腹立たしさがあります。かといって現実的に公共施設などの箱物を造るということは、現在の財政的にも厳しいのではないかと考えています。

そこで、第3中央団地跡駐車場として活用できるような整備はできないでしょうか。現在第3中央団地跡の南西部の一部に碎石を敷いて、長岡西部保育所職員用の駐車場としているようです。その他の部分も碎石を敷いていただき、駐車場として利用できるようになれば、長岡西部体育館の利用時や中央市民館利用時の駐車場問題が解決できます。

今、長岡西部地区の大きなイベントは、ほぼ全て長岡西部体育館で開催しております。ミニ運動会、雨天時の南平神社の夏祭りの催し、盆踊り大会、西部ふれあい文化祭、イルミネーションイベントのふれあいフェスティバル、先ほど西内議員からもありましたけども、防災フェスティバルなどがあり、多いときの来場者は300名を超す方が来られます。しかし、長岡西部体育館自体、駐車場はほとんどなくて、隣の西部児童館の職員駐車場に来場者が無理やり駐車したりして、西部児童館やなんこくファミリーサポートセンター職員さんの車が出せなくなった、そういったこと、あるいはまた路上駐車をする、そういったことにより、たくさんの方に

迷惑がかかるといった問題が毎回起こっております。

長岡西部体育館から第3中央団地跡までは少し距離がありますが、駐車場として整備されれば、そこに止めてもらう誘導ができ、先ほど言った問題は解決されると思います。また、中央市民館も同様で、駐車場が少なく、多くの人がある行事の際は駐車場に困っております。

特に子ども食堂でありますスマイル食堂の開催のときは、多いときは150名ほど市民館に来られますので、車が止められない状況は毎回出ており、スタッフもそちらの対応に手が取られて、中にスタッフが足りない状況となることが毎回出ております。

第3中央団地跡が駐車場として整備されますと、中央市民館から第3中央団地跡までは距離も近く、スムーズな来場ができ、スタッフが駐車場の関係で手を取られることもなくなります。駐車場として活用できるようにすることで、第3中央団地跡の放置問題や駐車場問題が解決されると思いますが、いかがでしょうか。

議長（西本良平） 住宅課長。

住宅課長（松岡千左） 先ほどの質問でお答えしましたとおり、南海トラフ地震後の応急仮設住宅や災害公営住宅の建設用地に利用することを想定しておりますので、まずは第3中央団地跡地をアスファルトなどの舗装するような形態での緊急時の建築工事の支障になるリスクのある利活用は現時点では考えておりません。

議員御指摘の砕石を敷いて駐車場として利用できないかというようなお尋ねに対して、そのような整備であれば建築工事の支障にはならないであろうとは考えますが、一定面積が広いことなどから、かなり高額な予算を必要とすることが見込まれております。また、砕石を敷くこと自体は建築工事への大きな支障にはならなかったとしても、利活用が災害時の速やかな対応への支障となることがないよう総合的な判断が求められるため、今後につきましては利活用に対して、するに当たっても慎重な判断が必要ではないかと考えております。以上です。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 災害時のことは考えなければならないということは、もちろん理解はできます。けど、やはり地域としてはそのままほったらかしにされているということに腹立たしさを感じます。先ほども言いましたが、地域のど真ん中に位置している場所のことですので、日常の地域のこともしっかりと考えていただきたいと思っております。現状の放置ではなく、また草刈りだけでない対応を必ず市長、ぜひ検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、教育行政の質問をさせていただきます。

昨年3月議会で不登校支援の質問をさせていただきましたが、今年度不登校の人数はどのように変化しましたでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 令和7年12月末時点での不登校、もしくは不登校傾向の児童数は27名、生徒数は60名です。児童につきましては若干増加しておりまして、生徒につきましては同数で推移しております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。

昨年、その児童生徒の相談支援体制や学び、居場所づくりはどのようにしていますかと質問させていただき、回答は各中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置していると、必要に応じてカウンセリング等の面談、またはスクールソーシャルワーカーが家庭訪問するなどの支援を実施している。また、市にはアウトリーチ型スクールカウンセラーも配置しているので、学校配置のスクールカウンセラー以外にもカウンセリングが可能となっている。教室に入ることが難しい場合は、保健室はもちろん別室での支援も行っている。中学校においては、全ての学校に不登校支援の配置、教室に入りづらい生徒の居場所としてサポートルームを設置し、そちらを活用することで、登校、教室での授業につなげられるよう、居場所づくりをしていると。

また、お子さんが学習に取り組める状況であったら、リモートでの授業も可能、教員が不登校支援員、もしくは不登校担当と連携を取りながら学習支援を行っているケースもある。学校に来ることが難しい場合は、教育支援センターふれあいを居場所としているお子さんもいらっしゃる。そして、昨年度から高知県心の教育センター主催でのオンライン学習も可能とし、福祉事務所が実施している、先ほどありました学習支援室の活用も一つの居場所として提案させていただいていると、そうおっしゃっていました。

それに対して、昔に比べると私は不登校への支援体制は大きくなっているなど実感している。しかし、それでも環境になじむことができない児童生徒もいるかと思いますので、やはり全ての子供に支援が行き届くように体制づくりをしていただきたいと伝えさせていただきました。現在は、昨年に比べ変化した支援体制はありますでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 登校に不安を抱える児童生徒の居場所として、教育支援センターふれあいを設置しておりまして、主に通室には保護者の送迎や自転車などが主な手段となっ

ておりました。

本年度は、遠方で送迎が困難な御家庭のニーズに応えることで、8月末に分室ふれあいサテライトを十市方面に開設しました。南部地域の生徒が通室しやすい状況を整えており、毎週木曜の13時から15時という限られた時間でありますけれども、既に継続して利用されているお子さんもおまして、不登校のお子さんへの新たな居場所の選択肢としての提案が可能になっております。

また、これは以前も紹介いたしました継続事業ですけれども、高知県心の教育センターのオンラインサポートの活用も推進をしております、学習や交流の場として、現在1名が利用しており、新たに1名が参加の予定となっております。

また、ほかにもフリースクールを利用しているお子さんも数名おまして、いずれの支援においても支援員と学校が密に情報共有して連携した支援体制を整えております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。

選択肢が増えるのは、合う合わないというのが子供にとってもあると思いますので、非常にいいことだなと思います。例えば、自分が中央市民館や集落支援員として勤務していたときに、そこに不登校の子供たちに来てもらい勉強などをした際に、学校からは登校扱いにしてもらう。そしてまた学校の先生も来てもらって、子供たちとコミュニケーションを取る、そういったこともしております。できましたら、そういったこともやってもらいたいと思うんですけども、現在ではそういった支援体制はしてまずでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 御指摘いただきましたような支援は、現在直接的には行っておりませんが、不登校傾向にある児童生徒に対しましては多様な居場所の提案に努めております。具体的には、各中学校ブロックに配置しているスクールソーシャルワーカーを活用いたしまして、教育センターへの接続や福祉事務所が主催する、先ほども御紹介がありましたけれども、学習支援室の紹介などを行っております。学校外の施設を利用する場合でも、現地の支援員と学校との連携はもちろん、可能な限り教員が直接足を運び、児童生徒とコミュニケーションを図るように各校に働きかけております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 中央市民館や集落支援員、あるいは児童館など、地域を拠点として働いている職員もいますので、もちろんその職員さんの勤務状況や意向もあるとは思いますが、

子供の状況によってはサポートしてもらうことも選択肢の一つとして検討してもらえればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この4月から高知市が学びの多様化学校というものを開設しますが、この学びの多様化学校について教えてください。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 文部科学省が認めている新しいタイプの学校で、不登校の子供たちの実態に配慮し、特別なカリキュラムの中で学びを進められる学校となっております。授業時間を普通校より少なく設定、始業時間を遅めに設定、体験学習や探究学習、個別学習などを行っており、弾力的な授業時間で実施できることが特徴となっております。令和7年11月現在、全国で小学校13校、中学校41校、高等学校11校が開設されているような状況でございます。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） では、高知市以外で県内で設置を考えている自治体はどれくらいありますでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 令和8年4月から、先ほど御紹介がありました高知市といの町が実施予定となっております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） この学びの多様化学校は、ちゃんとカリキュラムも用意されていて、非常にいい環境で学べるなというふうに思うのですが、南国市でも不登校児童生徒の多様な教育機会確保のために、この学びの多様化学校、これを開設する方向で進めていけないかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 現時点におきまして、具体的な設置計画はございません。

学校の新設には、場所の確保に加えまして、新聞報道でもよく出ておりますけれども、深刻な教員不足という大きな課題があるためです。もちろん不登校傾向にある子供たち一人一人に寄り添う教育環境の確保は、最優先課題であると認識はしております。当面は不登校支援員の配置や教室に入りづらい生徒の居場所としてサポートルームなどを設置し、そちらを活用することで登校、教室での授業につなげられるよう居場所づくりをするなど、現在行っている施策に注力したいと考えております。

そのため南国市では、まず既存の各学校において子供たちが明日も行きたいと思えるような

魅力ある学校づくりを推進し、新たな不登校を生まないための未然防止に全力を注いでおります。今後も関係機関や各学校との連携をさらに深め、誰一人取り残さない教育の実現に向けた体制整備に努めてまいります。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。

教員不足は非常に重大な問題だと思います。しかし、そのような中でも子供たちや子供を取り巻く状況も様々ですので、先ほど言っていたように、全ての子供を取り残さないような取組の充実をぜひ図ってもらえるよう、よろしく願いいたします。

それでは、教育行政の中で学校生活アンケートについて質問をさせていただきます。

現在、私自身鳶ヶ池中学校と長岡小学校での学校運営協議会の委員をさせていただいておりますが、学校運営協議会は南国市では全ての小中学校で導入していますでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 本市におきましては、令和5年度より全ての小中学校に学校運営協議会が設置されております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 分かりました。

では、その学校運営協議会の会の中で年度末に委員が学校評価というものを毎年しておりますけども、それにより学校にどのような変化がありましたでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 学校、家庭、地域及び市教委がそれぞれの役割を持って成果と課題を共有することで、具体的な対策を協議でき、学校運営の改善、活性化に大きく寄与しております。一方的な評価ではなく、地域と学校が一体となった教育力の向上や、学校の透明性を確保し、信頼される学校づくりがさらに促進されるものと考えております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ありがとうございます。

鳶ヶ池中学校や長岡小学校の学校運営協議会でも、年度末に同じように学校評価をしております。その中の大項目、生徒指導の中の中項目に、道徳教育、人権教育の推進などがあります。その評価指標に、子供からアンケートを取った結果の肯定的回答、その結果で評価をする、そういうところがあります。

まず、そのアンケート、アンケート名が「みんなの学校生活を活性化、安定化するためのア

ンケート」というものらしいですけども、手元に16項目の質問がありますので、ちょっと読ませていただきたいと思いますけれども、1つ目、あなたにはよいところがあると思いますか。2つ目、あなたは将来の夢や目標を持っていますか。3つ目、あなたは周りの人の役に立っていると思いますか。4つ目が、あなたは友達と仲よく生活していますか。5つ目が、あなたはみんなで何かをするのは楽しいと思いますか。6つ目、あなたはクラブや委員会、縦割り班活動など、ほかのクラスや学年の人とも協力して行動できていますか。7つ目、あなたは先生に褒められたり認められたりすることがありますか。8つ目が、あなたは安心して話したり、相談したりできる先生がいますか。9つ目が、あなたは学校生活が楽しいですか。10個目が、あなたは授業がよく分かりますか。11個目が、あなたは授業に主体的に取り組んでいますか。12個目が、あなたは授業中に自分の思いや考えを安心して言えますか。13番目は、あなたは授業で友達と協力したり話し合ったりする活動をよくしていますか。14番目が、あなたは自分から進んで挨拶をしていますか。15番目が、あなたは学校の決まりを守っていますか。16番目が、あなたは係の仕事や掃除を最後まで責任を持って取り組んでいますかというのがあるんですけども、このアンケート内容の質問内容のことで、毎回鷺ヶ池中学校の学校運営協議会のほうではいつも議論になるんです。

議論になるアンケートの質問内容は、あなたにはよいところがあると思いますかというのと、あなたは周りの人の役に立っていると思いますかって、この2つなんですけども、ほかは結構具体的な質問なんですけども、この2つがえらい抽象的な質問で、そんな質問でいいのかなどということがあるんですけども、この質問に対して、ほかの学校では疑問というものは出てないでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 議員御指摘のように、この質問内容につきましては、調査や心理テスト等で自己肯定感を図る際によく使われておりますが、受け手の心理状況によってはポジティブな効果よりもネガティブな影響を与えるという指摘は、これは南国市だけではなく、全国的にはよく言われているところでございます。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 全国的にも指摘があるということなんですけれども、これらの質問内容は南国市の教育委員会が考えている内容ではないということでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） 御指摘のとおりでございます。

こちらの質問ですけれども、子供たちの心身の健康と成長を評価するための重要な指標として、文科相が毎年実施する全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査などで用いられておりまして、国や県、市が連携して取り入れているものでございます。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 先ほども言いましたけど、全国的にも指摘があるというのに、なのにそのままということに疑問は感じますし、やはりこの2つの質問がほかの質問に比べて非常に抽象的な質問だなと思います。ともすれば、先ほどお答えいただいたように、この質問を考慮することで子供の自尊感情を下げってしまう可能性があるような質問だなというふうに思っています。もう少し質問内容を具体的な内容に変えることはできないでしょうか。

議長（西本良平） 学校教育課長。

学校教育課長（池本滋郎） こちらの質問内容につきましては、先ほども申し上げましたが、全国的な子供たちの心身の健康と成長を評価するための重要な指標となっております。つきましては、今後も国と県との継続した検討が必要となります。

市教委といたしましても、様々な知見はございますが、一番大切なことはこのアンケート結果が全てではなくて、結果を参考として、日常生活のささいな頑張りや他者への貢献を、教師はもちろんのこと、大人が見つけ、ありがとう、助かったなど、子供にフィードバックすることが大切であると考えております。そのことを現場と連携を取りながら、子供たちが自分の長所や短所を含め、自分らしさを認め、前向きに生きる姿勢を持てるような取組を推進することが重要であると考えております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 結果を参考にして、子供たちにしっかりフィードバックすること、これはもちろん大事なことだと思います。しかし、この質問の結果を学校評価の一つとするならば、こういった抽象的なことではいけないのではないのかなというふうに思っております。

質問内容自体をすぐに変えることができないのであれば、これらの質問の際は現場のほうでこういった意図があるのかということをしっかり説明するようにはしていただきたいのと、そして子供の自尊感情自体を奪わないようにしてもらいたいなと思っています。

また、教育委員会におきましても、こういった議論が学校運営協議会の中でしっかり出ているということを国や県に提言していただきたく思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の生活保護の質問に移らせていただきます。

2月11日付の高知新聞に、南国市生活保護事務怠慢、受給2割、138世帯訪問など未実施、

内部統制崩壊、死亡発見遅れもとの見出しで、生活保護に関する大変不名誉でショッキングなニュースが新聞やメディアに出てしまいました。この件に関しまして、市長はどのように感じておられるかお伺いします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） このたびの生活保護業務におけます不適正な事務処理によりまして、生活保護受給者及び市民の皆様の信頼を損ねることになり、本当に大変申し訳なく思っております。当該受給者の皆様におわび申し上げますとともに、信頼回復と再発防止に向けて、組織を挙げて取り組んでまいり所存でございます。以上です。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） そして、訪問不足によって亡くなられていた方の発見が半年以上に及んでいたようですけども、この方は持病のほうはありましたでしょうか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） はい。持病で医療機関を受診されておりました。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） もし定期的な訪問ができていれば、発見のほうは早かったと思いますけども、もし病気によって亡くなるリスクがある方、そういった方たちに対して訪問を増やすなどといった対応をしたことは福祉事務所ではありましたでしょうか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） ケースによっては、医療機関、ケアマネジャー、家主、近隣住民などから情報提供があつて、臨時訪問を取るかといった対応をしております。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 亡くなっていることを発見する、それ自体がケースワーカーの仕事でないということは承知の上ですけども、もし先ほどの質問のように訪問を増やした場合、亡くなられた方が今も生きていた可能性というものはありましたでしょうか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 今回のケースでは、ケースワーカーが令和6年11月8日に訪問、11月20日に医療機関を最後最終受診されていまして、11月下旬に亡くなられておられます。この場合ですけども、訪問を増やしたとしても生存中に発見できたかどうかは分からないとこです。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 新聞記事には、11月の訪問のことは記載されていませんでしたので、議員説明会の中で訪問があったということを知ることができました。しかし、ニュースを知った生活保護を受給されている方から自分のところに、怒りもそうなんですけども、不安をすごく感じている、そういった相談というものがやっぱりありました。

日本には、健康で文化的な最低限度の生活を全ての国民に保障する仕組みが用意されています。その一つが生活保護制度、生活保護は経済的な困窮に陥った方に対し、国が最低限度の生活を保障し、自立を支援するための公的制度です。基本的人権の尊重にとって必要な日本国憲法第25条に定められた生存権を具体化したものであり、誰もが平等に利用できる最後のセーフティネットと言えます。

生活保護法には、国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活の原理、保護の補足性の原理という4つの基本原理が定められていて、生活保護の受給というのは、その人が生きていくための最後の手段として、ほかの支援策や自助努力を尽くしたその先に位置する制度です。生きていたい、その思いで生活保護を活用するしかもうすべがなくなった市民に対して、するべく支援をしなかったことってというのは憤りさえ感じてしまいます。

今後、再発を防ぐためにどのようにしていくのか、具体的に教えてください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 高知県子ども・福祉政策部福祉指導課の支援をいただきまして、今後の対応、再発防止策についてを令和8年1月7日に策定して、事務懈怠が発生しないように取り組んでおります。

しかし、平成28年3月18日の事務懈怠に対する事務改善策が形骸化したことを踏まえて、令和8年1月7日の先ほど言いました今後の対応、再発防止策については市長決裁を経て策定しましたので、当然内容を改正する場合は市長決裁とします。この再発防止策を固持していきます。原因が職員の事務処理における問題はもとより、事務の進捗管理に問題があることを重く受け止め、次の3つの対策を実施してまいります。

1つ目が、訪問調査、それから調査未回付の防止のため、訪問実施管理票の活用と確認の徹底、2つ目が転出済み、停止世帯への対応と保護費支給に係る事務の進行管理と上席者による直接的な関与、3つ目が組織的なリスク管理のため、査察指導台帳を基にした事務処理の進捗状況把握と個別課題の共有であります。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 必ず再発することがないようにしてもらいたいんですけども、今回の

件を踏まえまして、福祉事務所はもちろんなんですけれども、福祉事務所だけでなく、ほかの執行部の皆さんが所属している組織も含めて、南国市役所は市民が安全で安心して生活していくために仕事をしている、そういうことをいま一度思い返していただきたいなと思っています。全ての組織で職員それぞれ仕事を抱えると思いますけれども、係という一つのチームとして仕事を進めていってもらいたいなと思っています。

1人で仕事を抱えさせ、業務が回らなくなる、そういうことでなく、チームとして支えられるところは支え合い、業務を回してもらいたいと思っておりますが、市長の考えをお聞かせください。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 議員のおっしゃるとおりであると思います。

まず組織は、連携、協力し合いながら、一人一人、個々ではなくチームとして取り組んでまいることが必要であるというように思っております。

今回の事案は、福祉事務所のみならず全庁的なリスクであると認識しております。改めて今回に至った要因を検証した上で、職場単位での事務手順や進捗管理を徹底するとともに、また組織でのマネジメントがしっかり機能するよう、職員研修等を通じ、再発防止に取り組んでまいります。以上です。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） 必ずお願いいたします。

今回の件が起きたことで、職員に対して職員の服務規律の徹底についての文書が出された、こういったことを私は一昨日知ったんですけれども、この差出人が総務課長となっているようです。ニュースや新聞記事になったこれほど大きな事件ですので、本来であれば総務課長でなく、市長自らの発信のほうがよかったですのではないかなというふうに思います。

また、文書の内容に関しましても、服務規律の徹底ですので、してくださいといったようなお願いでなく、することとするべきではないかなとも感じます。

また、その文書の中の(3)に、業務の遅れや不適正な事務処理事案が生じた際には、速やかに所属長まで報告してくださいとあるんですけども、確かに職員には報告を求めることも必要なんですけども、そもそも所属長は管理職ですよ。管理職自体が業務の遅れや不適正な事務処理がないか適宜確認するべきではないかなと、そう思うんですけども、この件に関して、市長、いかがです。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） それは、おっしゃるとおりであるというように思います。以上です。

議長（西本良平） 松本信之助議員。

3番（松本信之助） ですので、所属長の皆様、適宜本当に確認の程よろしく願います。

何か私がすごく感じたことなんですけども、説明会やこれまでの皆様の一般質問で、何かこう自分は知らなかったということなどを市長がちょっと自分に責任がないかのような態度だなというふうに私は感じてしまいました。福祉事務所っていう市長決裁でないところで起こったことかもしれませんけれども、福祉事務所で働いている職員は皆さん市役所の職員ですよ。市役所職員の最高で最終の責任者は市長ですので、市長は知らなかったということにしてしまうのではなく、市長が責任を持って全容の把握、また再発防止にしっかり取り組んでいって、そういう強い意志を示してもらいたかったなというふうに思います。

私たち議員ももちろんそうなんですけれども、市長、副市長、教育長をはじめ、執行部の皆さんが所属している組織も、全て市民の税金を使わせてもらい、市民のために仕事をしている、そういうことをいま一度考えていただき、職務を全うしていただけますようよろしくお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西本良平） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時47分 休憩

午後1時 再開

議長（西本良平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

8番（杉本 理） 議席番号8番、日本共産党の杉本理です。

一般質問も15番目、最後となりました。皆さんお疲れのことと思いますが、どうぞよろしく願います。

また、最後ということもありまして質問内容が重複することもあるかと思いますが、何とぞ御容赦いただきたいと思います。

また、質問の前に少しだけ話をさせていただきたいのですが、毎年3月8日は国際女性デーであり、世界各国でイベントが行われております。日本では、本日3月6日を中心に女性の休

日イベントが行われているようです。以前議員をされていた福田佐和子さんが指摘をしておりましたけれども、この議場内、そして南国市役所において男女共同参画は進んでいるのでしょうか。女性が働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場になるというのは言うまでもありません。今年4月の人事異動においてどれだけ女性管理職の登用がされるのか、楽しみにしているということを述べて、質問に入らせていただきます。

今回の一般質問は一問一答形式で、次の項目をお伺いいたします。

1つ目は、生活保護行政として、まずは最高裁判決への見解と対応及び不適切な事務処理の原因、経緯、対応についてお伺いをいたします。2つ目は、重層的支援体制整備事業について、3つ目は選挙行政として、衆議院議員総選挙について質問をいたしますので、順次答弁願います。

まず1番目として、生活保護行政。

昨年判決が出ましたのちのとりで裁判の最高裁判決への見解と対応をお伺いいたします。

昨年9月の第441回定例会の最終日に、松本議員、今西議員の賛同を得て、議発第2号最高裁判所判決に基づき、全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書を提出させていただきました。その文面から少し引用して質問をさせていただきます。

2013年から2015年にかけて、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均で6.5%、最大で10%引き下げられました。本来、法治国家として国は司法が下した判断に従い、速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずである。しかし、国はいまだ同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復措置を取らず、違法状態を放置していると述べて、国に対して5項目を要請する意見書案でした。残念ながら、この意見書案は賛成少数で否決をされましたけれども、先月2月20日に厚生省からようやく通知が出され、本格的に動き出したように見えます。

そこでまず、福祉事務所所長にお伺いをいたしますが、今述べてまいりました昨年6月の最高裁判決の内容についてどのように把握されているのか、答弁願います。

議長（西本良平） 福祉事務所所長。

福祉事務所所長（天羽庸泰） 令和7年6月27日、最高裁判所第三小法廷判決は、平成25年の生活扶助基準改定について、自治体による保護変更決定処分を取消するというものです。厚生労働大臣は、生活扶助基準を改定するに当たって、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有している。平成20年度から平成24年度までの生活扶助基準について、水準均衡方式による改定が行われなかったことからすると、厚生労働大臣が本件改定当時、生活扶助基準の水準

と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断したことにつき、統計等客観的な数字等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとは言い難い。この不均衡を是正するために、物価変動率のみを直接の指標とすることについて、基準部会等による審議検討を経ていないなど、その合理性を基礎づけるに足りる専門的知見があるとは認められない。

物価変動率のみを直接の指標として用いたことに専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点においてデフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落はあったものというべき。本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、その厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱及びその濫用があり、生活保護第3条、第8条第2項に違反して違法と判断されたものであります。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 今所長が答弁されましたとおり、厚労大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべきものと明快に述べられた判決でありました。

生活保護利用者の多くは高齢者や障害者、傷病者であり、そして数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお憲法第25条で保障された生存権と13条の個人の尊厳を侵害され続けている状態にあることから、最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められています。

続けて、この問題について市長にお伺いいたしますが、市長は今回の判決について、どのように思われているのでしょうか。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 今回の最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加支給を進めていくことが必要と思っております。追加給付については、少しでも早く対応するために、令和8年1月15日臨時議会で一般会計補正予算（案）を提出し、議決をいただいたところでございます。以上です。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 今、追加給付に少しでも早く対応するために1月補正を提案したと答弁をいただきました。議会において議決もいたしまして、そういった面では確かに素早い動きだったと思います。

一連の訴訟で引下げの是非が争われた生活保護基準は、就学援助や様々な制度とも関連しています。今回の減額は生活保護受給者だけにとどまらず、多くの市民の暮らしにも影響してい

た可能性があるのではないのでしょうか。

さて、今市長が触れられました1月補正に組まれたこの追加給付ですが、実際にどのように行っていくかという質問に移りますが、まず国からは何か具体的な通知や連絡などはありましたでしょうか。

新聞報道を見ておりますと、2月20日付で厚労省社会・援護局長から知事や市長などに宛てた通知、社援発0220第1号平成25年度生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付等についてという通知、そして第2号として、生活保護基準引下げ処分取消し等請求訴訟に係る原告への特別給付金の支給についてが出されたものと認識をしています。また、同じ日の文書として、令和8年厚生労働省告示第43号平成25年8月から令和8年3月までの間の生活保護法による保護の基準の特例というものも出されているようですが、地方自治体向けの説明会などはありましたでしょうか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会っていうのを経て、令和7年12月19日にオンラインによる最高裁判決を踏まえた対応に関する自治体担当者向け説明会がありました。

その中で、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応について、最高裁判決の対応を踏まえた保護費等の追加給付に係る支給事務について、最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付に係る支給事務マニュアル、これは当時は案でしたが、案。最高裁判決を踏まえた対応に関する予算執行関連について、最高裁判決を踏まえた対応に関するQ & A、その説明でありました。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） ありがとうございます。

12月19日現在で出されていた5つの文書についてということで説明会があったということで御答弁がありました。

さらに伺ってまいります。先ほど私が述べましたとおり、2月20日の文書では第1号と第2号と分けて文書が出されております。第1号のほうが原告以外の方、第2号のほうが原告の方と分けて出されておりますけれども、南国市在住で原告の方はいらっしゃいますでしょうか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 今のところはありません。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番(杉本 理) 原告の方はいらっしゃらないということですので、先ほど私が言った第2号については、特に適用はされないということであると思います。

それから、オンライン説明会においてマニュアル等、マニュアル、当時は案ということですが、マニュアル(案)等の説明会があったということですがけれども、それに伴い、本市での対応はどのようなものになるでしょうか。

議長(西本良平) 福祉事務所長。

福祉事務所長(天羽庸泰) 平成25年8月以降、南国市で保護受給されている場合は南国市から支給となります。それで、令和8年1月15日の臨時議会で一般会計補正予算の議決をいただいた繰越明許費の補正で、令和8年度に繰越して対応していきます。

システム改修につきましては、ちょっと事業者と今協議してるんで、ちょっと今めどが立ってないところなんですけども、早期に支給できるように進めているところです。

議長(西本良平) 杉本理議員。

8番(杉本 理) 繰越明許費の補正で令和8年度に繰越して対応するというのと、システム改修についてはめどが立っていないけど、業者と話をしていくという答弁やったと思いますが、それから受給の対象者について話を移してまいります。平成25年8月から現在まで南国市で保護を受給されてる方は南国市で支給するということでしたけれども、それ以外で、例えば現在は保護が廃止されてる方ですとか、保護は引き続きあるけれども南国市外に転出をされてる方という方がいらっしゃるかと思いますが、そのような方についてはどのような対応になるのか、お伺いをいたします。

議長(西本良平) 福祉事務所長。

福祉事務所長(天羽庸泰) 平成25年8月以降、複数の自治体で保護を受給されている場合は、各自治体から当該自治体での受給期間中の情報データに基づいて、それぞれが支給という形になります。

先ほど言いました廃止の分ではありますが、現在は被保護者でない保護廃止の場合は保護受給当時の自治体から支給されますが、この場合、世帯主が必要事項を記入し、必要書類を添付して申出をする必要があります。

議長(西本良平) 杉本理議員。

8番(杉本 理) 御答弁いただきましたけれども、そうすると転出をされた方の今答弁でいくと、そんなに幾つも自治体に転出することはないでしょうけど、極端な話、A自治体に行き、B自治体に行き、C自治体に行きしたら、全部の自治体から支給されるということによ

しいですか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） そういう形になります。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

先ほど私が紹介した2月20日付の厚労省局長通知では、支給計算を5つの期間に分けて算出するというので、これは大変な事務作業になるなというのは、私も今20日付の通知を、何十ページにもなるものを持ってますけども、斜め読みしただけでもかなりこれは大変そうだなと思うところなんです。

さらには、これも今答弁いただきましたが、現在支給されている世帯以外は、いわゆる申請主義になるんでしょうかね、詳細に申請書に書かせるものになるんじゃないかなと思うんです。通知の中で申出書例が6ページありまして、世帯の全員の名前を書く、それで対象なのか、マル・バツを書く、私が対象やったかとか、転出してないかとか、加算がどうだとか、控除がどうだとか、それを年月日まで書けっていうんですよね。一々覚えてないと思うんですよね、そういうのって。今月や先月のことじゃあるまいし、もう10年も前のことって、人間なかなか覚えてないと思うんですよね。これは国がやれということで従わざるを得ないんだと思うんですけれども、しかもさらに添付書類をいろいろ構えなさいということで、かなりこれハードルが高いんじゃないかなと思うんです。

ですので、受給者及び元受給者の皆さんに寄り添って、丁寧に進めていく必要があると思います。その件について、所長の所見をお伺いしたいと思います。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） おっしゃるように、いろいろケースによってはそんなことが生じると思いますんで、丁寧に対応していく必要があると思っております。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） ありがとうございます。ぜひ温かい対応をしていただけたらと思います。

また、この20日付の局長通知を、報道を各新聞がされております。その新聞報道の中では、3月から順次支給されると書いてるものがあるんです。20日に通知しといて、3月から順次支給するというのも、それはもう無理筋な話だと思うんですが、大体これ新聞とかテレビに出る、3月から出るよって報道されると、まだかえと言う方が当然出てくると思うんです。いろんな今までのコロナのお金なんかもそうですけど、うちの市はまだかという声は市役所もさんざん

寄せられたかと思うんですけれども、大体のスケジュールが決まったら一言いただけたらと思うんですが。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 先ほども申し上げましたが、システム事業者等のまずそこが終わってから、日程ってどんどん決まっていくと思うんです。ほんで、今、事業者のほうもなかなかほかの業務があるみたいで、それでなかなか進んでないのが今現状ですので、今折衝してまずんで、早めに当然するように努めております。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） ありがとうございます。

今私、北九州市と横浜市のウェブサイトのプリントアウトを持ってるんですけども、さすが政令指定都市は対応が早いと、人員があるんでしょうね。支給スケジュールや支給額などのQ & Aや、問合せ先が記載されたホームページが公開されています。さすがにいついつ支給すると具体的な日時は書いてなくて、送るきちょっと待ちやというウェブサイトにはなってますけども、もうこういうのをほかの自治体のを見てしまうと、ああ、私10万円いただけるがやとか、やっぱり思ってしまうので、本市でもウェブサイトや広報などでの周知徹底及び一刻も早い支給がなされるようお願いをして、次の質問に移ります。どうもありがとうございます。

次は、生活保護業務における不適切な事務処理の概要と経緯についてお伺いをいたします。

この件につきましては、先日日本共産党南国市委員会と生活と健康を守る会の連名で市長要請を行いまして、副市長に対応をしていただきました。その節はありがとうございました。

今議会におきましても既に3人の同僚議員が質問をしており、答弁も同じものが多くなるかとは思いますが、今回はほかの議員も申しておりますとおり重大な事態ですので、この項目は飛ばさずに質問してまいります。

では改めて、今回の件の概要、経緯について御説明を願います。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 概要についてであります。2名の職員が担当していました業務につきまして相当数の事務遅延が発生してまして、その当該職員が担当していた令和3年度から令和7年度までの担当業務について確認を行ったところ、延べ146世帯の不適切な事務処理が判明しました。

内容としましては、生活保護台帳における援助方針の未策定、訪問記録の遅滞、被保護世帯の訪問調査、面談の未実施、査察指導員への記録の未回付、移管協議、保護停止廃止に関する

処理の遅滞がありました。職員Aが74世帯、職員Bが72世帯、両名の重複7世帯を含めた実世帯数は139世帯です。

経緯についてであります。令和5年9月中旬に職員AとBに事務遅滞の事実がある旨を同僚職員から査察指導員に伝達があり、令和5年9月中旬から適宜査察指導員が職員全員に遅延している事務があれば早期処理するよう口頭で指示、令和6年5月上旬に査察指導員が職員A、Bに訪問未実施や移管協議の未実施等が相当あることを把握、早期処理を職員A、Bに指示、以降指示を継続して実施していました。

令和6年5月から、査察指導員が毎月のデータ集計の際に、事務遅延、遅滞が複数世帯あることを確認し、適宜該当する世帯の担当職員に対し早期に事務処理をするよう指示、令和7年2月5日に福祉事務所長から保護係会で事務遅延がないように指示をし、令和7年4月から福祉事務所長及び査察指導員から職員A、Bに対し、適宜遅滞してる事務を早期に処理するよう指示、令和7年10月17日に福祉事務所長から総務課長に事案の報告をしまして、令和7年10月20日に福祉事務所長から市長に報告し、市長から速やかに未処理業務を完了すること、及び他業務についても確認するよう調査指示がありました。

令和7年11月7日に、福祉事務所長と査察指導員が高知県福祉指導課にその課長、課長補佐以下担当職員方に事務遅延が発生していることを報告、令和8年1月30日に職員A、Bが未処理事案の処理を全て完了、令和8年2月4日に福祉事務所長が市長へ報告をしました。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 答弁ありがとうございます。

基本的には、ほかの同僚議員への答弁と同じような内容で御答弁いただきましたけれども、私もやはり思うのは、日付が全然迫ってないんですよ。もう5年の9月で、その次が6年の翌年の5月、今度は7年の2月、4月、10月と、来週とか来月の話じゃなくて、年をまたいでとか、半年先とか、そういう時系列で、私も会社員時代は上司もおって、上司の指示があってやることもありますけど、こんなに空けて改善をするということは当然なかったなと会社員時代を思い出しておりましたけれども、今回は福祉事務所のことではあるけれども、市長にも報告し、それから県にも報告しということで御答弁をいただきました。

それから、さらにお伺いしますけども、今回の事態を受けて今後どのように対応していくのか、所長にお伺いをいたします。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 今後の対応であります。高知県の福祉指導課の支援をいただ

きまして、今後の対応、再発防止策について令和8年1月7日に策定しまして、事務懈怠が発生しないように今取り組んでいるところであります。

平成28年3月18日の事務懈怠に対する事務改善策が形骸化したことを踏まえまして、令和8年1月7日の今後の対応、再発防止策につきましては、市長決裁を経て策定しましたので、当然内容を改正する場合には市長決裁とします。この再発防止策を固持していきます。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） ありがとうございます。

ごめんなさい、聞く順番がちょっと前後しましたけども、原因についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 原因であります。さっきも対応でも言いましたけど、28年に策定した改善策でありますけど、これは平成25年度から平成26年度までの間に生活保護に関わる不正事案が発生しまして、先ほども言いましたが、平成28年3月18日に福祉事務所長から総務課長に事務懈怠に対する事務改善策を提出してまして、その事務改善策には査察指導台帳一覧表の確認決裁については3か月に一度行うこととしていました。これが令和2年度までは実施されていましたが、令和3年度は第3四半期の1回が実施されていませんでした。令和4年度からは実施されていませんでした。

ケースワーカー2名の事務懈怠が根本的な要因でありますけども、また査察指導員によるケースワーカーへの査察指導が十分に機能していなかったことも要因であります。それから、ケースワーカー2名の事務遅滞について、令和5年9月に査察指導員とほかのケースワーカーとで情報を共有してましたが、査察指導員から福祉事務所長への第一報があったのは令和7年2月頃で、早期対応を逸した面があります。ケースワーカー、査察指導員、福祉事務所長の互いの意思疎通、それからリスク管理が欠けていたことは否めません。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 今、所長の答弁の最後に、ケースワーカー、査察指導員、福祉事務所長、互いの意思疎通及びリスク管理が欠けていたことは否めませんという御答弁をいただきました。この件についてはちょっとこの後で触れさせていただきたいと思っておりますけれども、今後の対応について、ちょっと順番が前後しましたが、福祉事務所長から答弁いただきましたけども、総務課長からも御答弁させていただきたいと思っております。

議長（西本良平） 総務課長。

参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 本事案につきましては、福祉事務所から市長への報告を受けまして、南国市職員懲戒審査委員会に審査要求がされましたので、2月19日に第1回の審査委員会が開催されました。

審査委員会では、事案に関わる担当職員、担当係長、所属長、これには異動者を含みますけれども、これらの対象職員に対して聴取を現在行っております。3月9日に第2回の審査委員会の開催を予定しておりまして、今後とも聴取を継続しまして、可能な限り速やかに事案に至った経過や要因の検証を行いまして、審査結果について任命権者にそれぞれ報告するという事としております。以上です。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 今、総務課長からも御答弁いただきました。

1回目をやって、2回目も審査委員会の開催を予定してるということで、これはもう日付は決まってますか、まだですかね。

議長（西本良平） 総務課長。

参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 2回目につきましては、3月9日に予定をしております。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 3月9日ということですが、審査委員会はもうほいたら3月9日で終わりですか。

議長（西本良平） 総務課長。

参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） これから聴取する中で、また再度聴取をする必要も出てくるかと思っておりますので、そこは状況を聞きながら、次回以降、何回の審査会なのかというのは、ちょっと今時点では分からないという状況です。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） ちょっと分からないということで、ひょっとやるかもしれんし、やらんかもしれんということなのかなとは思いますが、そういった聞き取りが一通り終わらないと、やっぱりこれが対応策、今既に対応策を既に走り出してるよとだと思っておりますけれども、それも踏まえて、さらに対応策をバージョンアップといいますが、よいものにしていくということになっていくんだとは思っています。

さて、地方公務員法第23条では、このように書かれております。

人事評価を公正に行い、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用すると規定

がされています。日本共産党の吉良よし子参議院議員は、2014年4月の参議院総務委員会における能力評価と業績評価を中心とする人事評価制度の導入を義務づける地方公務員法改定案について、地方公務員の仕事にはなじまないのではないかと批判をしており、私もその点そのものについては同感です。ただ、部下の仕事ぶりや仕事への向き合い方に寄り添うためということであれば、人事評価制度というものは大いに活用すべきだと思います。

南国市においても、この法第23条に基づく人事評価は、上司との定期的な面談等を通じて評価を行っていると思うのですが、その際に2人の職員はその面談時に業務負担などを訴えていなかったのでしょうか。訴えていなかったとしたら、2人の業務遅延の把握が遅れたのは、これはやむを得ないと、把握してないんですから分からないことです。これはやむを得ないと思いますけれども、逆になぜ業務負担を訴えることができなかったのか。働きやすい職場づくりという視点で、私これ非常に気になるところだなと思います。これ人間ですから、やはりやりたくなかったり、なかなか自分が思うような業務量と違うということは当然出てくると思うんです。ですけども、組織としてはそれを容認しているわけにはいきませんので、それに対処していくということの一つとして、人事評価ってこれすごく大事だと思うんです。

人事評価というのは、そういった面で人事育成を目的とすべきで、人材が育った結果、その結果として昇格や昇給につながっていく、そういう運用とすべきであって、その観点から今回の事務遅延など業務負担を感じている職員への早期把握や対応につながることはできなかったのでしょうか。できなかったとすれば、人事評価という作業、これはもう無駄なものに、きつい言い方ですけどね、無駄なものと言わざるを得ないんじゃないかなと思うんです。

少し長く私の思いを述べさせていただきましたが、仕事のことはもちろん、やっぱり人間ですから、公私ともに何でも話せる職場づくりというのが大事なんじゃないかなと思うんです。その点について、これ通告してませんでしたけど、所長が思うところがあれば、お聞かせいただけたらと思います。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 今回そういう面で意思疎通っていうのが図れてなかったんで、あとケースワーカー、査察指導員、前回のお話なんですけど、そういうコミュニケーションは以前、昔結構そういうのがなかなか、私も福祉事務所は長いんですけど、そういうのも見てたこともありまして、今ちょっとそういうのが欠けてるところがあると思いますんで、そういうのを以前のような形で連携、チームワークが必要やと思ってます。そういう方向で持っていきたいと思ってます。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 今、所長から思いをお話しいただきました。

続けて同じ質問で、これも市長、通告してませんでしたけど、職員が何でも話せる職場づくりについて思うところがあれば、お聞かせいただけたらと思います。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 基本的には、先ほど松本議員にもお答えしたとおり、職員同士横の連携を取って協力し合いながらチームで進めるということが業務であるというように思っています。そういったことを、新たに来た者は職場でOJTとか、そういった形で先輩とのコミュニケーションを図りながら情報を共有して、問題点があればその解決について、またそちらを話し合いながら解決していくというのが通常の職場の形ではないかと思います。それがうまく機能していなかったというのは、どこに問題があったのかっていうのは、これからやっぱり確認しないといけないというように思っております。以上です。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 市長からも思いを語っていただきましたけれども、本市においては今回再発防止策を講じてっていうことでありますけれども、約10年前のことも考えれば、再々発防止策と言わざるを得ない状況なわけですから、二度あることは三度あるということにしないと、そういうことで、午前中の質問においても全庁的という話がありましたけれども、福祉事務所のことだけにせず、全庁的にそういった思いで執行部の皆さんには取り組んでいただけたらなというふうなことを述べまして、この質問は終わらせていただきます。

次に2番目、重層的支援体制整備事業ですが、昨年度から今年度にかけて多くの同僚議員が質問を重ねてまいりました。福祉事務所から常任委員会の説明会を開催していただいたり、昨年の教育民生常任委員会の行政視察においては、当時の村田副市長に同行いただき、先行自治体の経験を学ぶ機会を得ることができました。

今議会においても質問が既にされておりますが、私のほうからも4点ほど伺いますので、答弁よろしく願いいたします。

まず、本市においては令和6年度から7年度の2か年にわたり、移行準備事業をされてきたかと思えます。それを踏まえて、8年度はどのように行うのか伺います。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 当初の予定では、令和8年度においても移行準備事業を見込んでおりましたが、厚生労働省の事業縮小により、期間が最大3年から2年に縮小されましたの

で、令和8年度から本格実施するように今準備を進めております。

南国市におきましては、既に高知県主導の下、高知型地域共生社会の実現に向けた取組を進めており、支援拠点としてあったかふれあいセンターの運営を行っております。

あったかふれあいセンターでは、重層的支援体制整備事業における新規事業であります参加支援事業とアウトリーチ事業に相当する取組を実施してきたところであります。つまり国の重層的支援体制整備事業に先んじた先進的な取組を、高知県と南国市の負担によって既に実施してきたものと理解しております。このことから令和8年度以降の重層的支援体制整備事業の本格実施に際しては、既存事業を重層的支援体制整備事業に位置づけて、一般財源の負担が軽減される形で予算計上してるところであります。

また、相談支援事業の連携の枠組みをつくるなど、過度の職務負担が増加することのないよう効率的に進めていきます。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 今、所長から国の事業よりも先に進んでいる本市や県、市の取組をしてきたということもおっしゃられました。

私も去年の行政視察において、その地域、非常に進んでというか、重層的なこの事業についてよく理解をして、いろんな部署、地域も交えて行っていると、すごく感心をさせられましたけども、けんど本市がやってることそのものは、やっぱり市外に、そして県外に誇るべきものだなと、それで国の事業がやっぱり、たまたまあったという言い方はよくないですが、という形なのかなというふうには理解はしてるんです。

また、答弁の最後に過度に職務負担が増加することがないように効率的に進めていくというふうに答弁をいただきました。これもまさに重層的な事業の狙ってるところではないかなと、たらい回しにもせず、1か所だけが大変な思いをするのではなくて、いろんな部署がいろんな部署の視点でやっていく、誰一人取り残さないような事業をしていくということが大事なのかなということだと思いますけども、関係機関みんなで知恵と力を出し合って進めていただきたいと思います。

さて、次の質問ですけども、昨年令和7年10月29日付で、都道府県などに対して厚生労働省とこども家庭庁から令和7年度重層的支援体制整備事業実施要綱の改正点についてという事務連絡が出され、本市にもその内容が来てると思います。ひょっとこれについてなど、11月にもそういった通知の内容があったんでしょうか。高知新聞がこれを取り上げて、1月にということで、今回の議会でも質問がありましたけれども、どんな通知の内容だったのか、改めてお知

らせをお願いいたします。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 令和7年11月に通知がありまして、どんなことかといいますと、南国市は移行準備事業を開始した令和6年度時点で、本格実施に係る補助基準額は3,100万円、補助率が4分の3でしたが、令和8年度においては補助基準額が900万円、加算により最大1,260万円で、補助率は当初の4分の3ですが、5年度以降3分の2に減額されることと、あの通知でなっております。全国自治体の中には、この減額を受けて実施予定であったものを中止とした自治体も聞いております。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 今、基本額の変更について話がありました。

3,100万円が900万円に、加算がついても1,260万円と。率についても4分の3から3分の2にしていくということで、中止にする自治体も出てきているということで、500以上の自治体に取り組んでる最中で、この減額は本当に許し難いなと思います。思いますけれども、南国市はどのような対応を考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 先ほども少し触れましたけども、南国市におきましては、高知県の独自補助事業で既に実施しているあったかふれあいセンターの機能の一部をこの重層の事業に位置づけることで、追加予算を伴わず実施を予定しておりますので、厚生労働省の削減方針の影響は最小限に抑えられると考えてます。

また、追加予算を伴わない取組としまして、各相談支援窓口の連携を強化することで、複雑化する課題を抱える相談に対する対応力の強化を図っていきたいと考えております。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 本市は移行準備期間であったということもあって、特に減額の方針については大きな影響はないということだとは思いますが、削減されないにこしたことはないわけで、やっぱり許せないなと私自身は思います。

それから、この関連で生活困窮者自立支援法に定める事業の南国市子どもの学習・生活支援事業、これもほかの議員から質問があったかと思いますが、学習支援室の今後について改めて説明をお願いいたします。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 南国市子どもの学習・生活支援事業につきましては、増加する

不登校等の学習に係る課題を抱える小学校高学年以上の子供に対しまして、福祉的目線で居場所の提供をするなどの支援を行ってるところであります。

以前も答弁させてもらいましたが、現在利用中の建物には耐震性などの課題を抱えておりますので、現在利用されていない行政資産で活用可能なものを今検討してるところで、関係課と調整しております、それによって回線の移転、あと移転の作業に係る費用などをこの令和8年度当初予算案で計上しております。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 答弁ありがとうございます。

耐震性等の課題を抱えているという答弁でしたけども、私も実際お邪魔をさせていただき、一刻も早い移転が必要だなと感じておりました。

御答弁の中で回線移転、移転作業に係る費用などを計上してるということで、実際にもう移転前提で話を考えてると、今具体的ここに行くとか名称は言えないでしょうけど、そんなことももう具体が見えている段階ということによろしいですか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 昨年、8年9月にめどが立たなければという休止の検討っていう答弁を以前したんですけど、候補地がありまして今進めてます。ほれで、何とか、当然見積りも取って、これ予算計上してますので、もうその候補地があります。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） ありがとうございます。

検討という日本語が便利なので、こういう実際にもう見積りを取ってという答弁でしたので、非常に安心をしたところでございます。

以上で重層のことについては質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

最後に、衆議院議員総選挙についてお伺いをしてまいります。

今回の総選挙は、解散から2月8日の投開票日まで、戦後最短の16日間と異例の選挙となりました。総選挙に関わる全てのスタッフの皆さんにとって、短期間での選挙準備、選挙実務となり、多大な御負担となったのではないのでしょうか。また、国の新年度当初予算の年度内成立がかなり窮屈になるなど、それに伴いまして自治体への影響も懸念されております。

今回の解散総選挙に関する市長の見解をお伺いいたします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 今回の衆議院解散につきましては、これは解散は内閣総理大臣の政治的判断で行われるということをごさいます、自治体の長として評価や見解をなかなか申し述べるとい立場にはないところをごさいます、今回の衆議院解散から投開票までの期間が戦後最短の日程となったことで、選挙管理委員会では極めて限られた準備期間の中においても選挙事務の公平性、公正性を確保する必要がありまして、さらに投票所の確保や人員配置、期日前投票所の開設など、多くの職員の応援もいただきながら、大変な苦勞があったというように聞いております。

また、短期間の日程の中で、地域におきましては文化祭などの行事が予定されていたにもかかわらず、投票所確保に御協力いただきました。また、投票管理者、立会人につきましても、大変寒い中での選挙となり、大変御負担をおかけしましたことに、改めて感謝を申し上げますところでは。

国政におきましては、既に来年度予算案の年度内成立を目指して審議が始まっておりますが、国民生活や地方行政に影響が出ないように、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。以上です。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 答弁ありがとうございます。

本当にこの時期で、しかも短期間ということ、市長からもねぎらいの言葉がありました。全国的にもあちこちの知事さんや市長さんが、何でこの時期ながですか、いろんな疑問を述べる首長さんが多かったなというのが、今回の総選挙ではないかなというふうに思ひます。

三和文化祭なんかも、何とか予定していた期日で2日間行いましたけれども、皆さんが楽しみにしていた喫茶コーナーなんかも、日曜日なんかはもう2階の和室での提供を余儀なくされて、またせっかくの楽しい文化祭ですけど、みんなで楽しくやるけども、同じ会場に投票所があるわけですから、もう談笑するのもやっぱりちょっとはばかられるような状態でしたので、なかなかちょっと心から楽しむという文化祭に、特に日曜日のほうはならなかったなというのが、私自身ちょっと思ったところでは。

さて、今回の選挙では、高知高専に期日前投票所を開設したということをお聞きしました。それについて開設に至った経緯、それから選挙管理委員会としてどのようなことを狙って開設をしたのか、選挙管理委員会事務局長にお伺いをいたします。

議長（西本良平） 選挙管理委員会事務局長。

参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 高知高専への期日前投票所につき

ましては、昨年7月に実施をされました参議院議員通常選挙に初めて開設をいたしまして、今回の衆議院議員総選挙で2回目の開設となります。

開設までの経緯といたしましては、若い世代に政治に関心を持ってもらい、投票行動に結びつけてもらうということを目的に、市内に学生寮があり、18歳以上の市内在住の学生が多くいる高知高専での開設を目指しまして、昨年4月に学校へ相談に行きました。学校とは会場の確保や学校行事の確認、学生への周知などについて打合せを行いまして、学校側からは全面的に協力いただけるということになりました。

結果、昨年7月の参議院議員通常選挙では、投票日の5日前の7月15日に、時間につきましては15時から17時の2時間、会場につきましては5棟4階のマルチメディア総合教育室において期日前投票所を開設いたしました。投票立会人には高知高専の学生2名に従事をしていただきまして、スタッフといたしましては市から名簿対照係2名、投票用紙交付係2名、投票管理者1名、案内係2名の合計7名が従事をいたしました。

今回の衆議院議員総選挙におきましては、同会場にて投票日の6日前に当たります2月2日に15時から17時の2時間、投票所を開設いたしました。今回の選挙では、学校が試験期間中であつたため、投票立会人2名につきましては市の職員が行ったところでございます。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） 7月の参院選に続いて2回目ということで、多分南国市始まって以来じゃないでしょうかね、期日前投票所を設けたというのは、歴史的なことだなというふうに思います。

私、以前質問の中で、ぜひ投票の立会人には学生さんにやってもらったらどうだということもこの場で話もさせていただきましたが、参院選においては高知高専の学生2名に従事していただいたということで、ぜひ感想なんかも聞いていただいて、今後の選挙行政に生かしていただけたらなというふうに思います。

今、市からスタッフが、この係が何名、この係が何名というふうに御答弁いただきましたけども、延べ7名も行くということで、やはり選挙というのは人が、人数が要るなということで、議会で期日前投票所を設けたらどうよということで、何人も何回も質問がありましたけども、これが何日も、そうか、7人も行くというのはなかなか少ない職員の中で大変なんだろうなということが、改めて実感をさせられたところです。

さて、どれぐらいの学生の方が投票したのかなというのが気になるんですけども、参院選と今回の総選挙の投票者数、分かれば教えていただけますでしょうか。

議長（西本良平） 選挙管理委員会事務局長。

参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 期日前投票の対象につきましては、18歳以上で南国市に住民票がある高知高専の学生、また教職員ということになりますけれども、当日の投票者数は昨年7月の参議院議員通常選挙で74人、今回の衆議院議員総選挙では32人となっております。前回より投票者数が減少した原因といたしましては、今回学校の試験期間と重なったということが、この減少につながった要因と考えております。

議長（西本良平） 杉本理議員。

8番（杉本 理） ありがとうございます。

参院選が74人、衆院選が32人ということで、せっかく7月の選挙で74人も投票していただいたのに、今回の衆院選では32人と半分以下になってしまったということで、ほとんどその有権者数は、5年生ですからそんなには変わらないと思うんですけど、今局長が言われたように、試験期間と重なると、やっぱりこの人を選ぼうとか、ゆっくり考えてられないですね。これは全国的にも大学入試の時期でもありますし、様々な試験期間でもある時期なので、やっぱりそういった面で若い人の投票意欲をないがしろにさせられた選挙だったなということは思わざるを得ないなというふうに思います。それでも、やっぱり32人せっかく投票してくれたということは大事なことだと思うので、学校側とも協力体制を今後とも続けていただいて、ぜひ高専の投票所は引き続き設けていただきたいですし、さらに投票所を設けると言われても、局長は大変だと思いますが、今回の成功事例も踏まえて、考えられるものであればぜひさらに開設をしていただけるようお願いを申し上げまして、今議会での私の一般質問とさせていただきます。それぞれ皆さん、御答弁どうもありがとうございました。

*

議長（西本良平） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

明7日と8日は休日のため休会とし、3月9日に会議を開きます。9日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時57分 散会